

福島県犯罪被害者等支援計画関連事業実施結果（予定）一覧

資料2

施策番号	施策名	事業名	令和5年度	令和6年度	令和7年度	担当部局等	担当課室
			取組結果	取組結果	取組予定		
<b>施策の柱1 総合的な支援体制の整備・充実   基本的施策1 相談及び情報の提供等</b>							
1	犯罪被害者等に関する相談支援 県、県警、ふくしま被害者支援センター、その他関係機関・団体が連携して必要な情報の提供及び助言を行い、犯罪被害者等へのきめ細かな支援を行う。なお、県は、行政サービスがワンストップで提供できるよう、「総合的対応窓口」として、県警やふくしま被害者支援センターと連携しながら、生活支援における県機関及び市町村等との総合的な連携・調整を行う。さらに、関係機関が相互に連携・協力して必要な「支援の調整を行うための会議」を整備する。	犯罪被害者等支援体制整備事業 犯罪被害者等支援推進のための基盤整備	○県総合的対応窓口（※）を運用し、相談内容に応じ関係機関への橋渡しなどを行った（3件）。 ※平成18年11月に男女共生課に設置 ○県及び市町村の犯罪被害者等相談窓口を記載したパンフレットを犯罪被害者等支援イベントで配布した（360部）。 ○福島県被害者等支援連絡協議会総会を開催し、男女共生課長による基調講演等の研修を実施し活動の活性化を図った。また、各地区ネットワークの総会において被害者支援室員が被害者支援のための制度等についての教養を実施した。 ○ふくしま被害者支援センターにおける会議に出席し、連携協力を推進した。（7回）	○県総合的対応窓口（※）を運用し、相談内容に応じ関係機関への橋渡しなどを行った（3件）。 ※平成18年11月に男女共生課（現 共生社会・女性活躍推進課）に設置 ○県及び市町村の犯罪被害者等相談窓口を記載したパンフレットを犯罪被害者等支援啓発イベントで配布した。 ○多機関ワンストップサービスの体制構築に向けた担当部局との連携・協力の充実・強化を図るため、県、ふくしま被害者支援センターとの定例会を8回開催した。 ○福島県被害者等支援連絡協議会総会を開催し、多機関ワンストップサービスについての講演を実施し、活動の活性化を図った。また、各地区ネットワークの総会において被害者支援室員が被害者支援のための制度等についての教養を実施した。 ○ふくしま被害者支援センターに対し、犯罪被害者等に関する情報提供を実施した。また、支援センターにおける会議に出席し、支援活動に対する意見交換を実施した。	○犯罪被害者等からの相談に対し、ワンストップで対応できる体制を整備する。 ・多機関ワンストップサービス体制の構築 ・県の総合的対応窓口による行政サービスのワンストップ提供 ○地方公共団体における担当部局との連携・協力の充実・強化 ○関係機関・団体との連携・協力の充実・強化 ○（公社）ふくしま被害者支援センターとの連携・協力	生活環境部 警察本部	共生社会・女性活躍推進課 県民サービス課
2	性犯罪被害に関する相談支援 県、県教育委員会、県警、ふくしま被害者支援センター、県産婦人科医会の5者連携によるワンストップ支援センター「性暴力等被害救済協力機関SACRAふくしま」において、性犯罪・性暴力被害者等に対して電話・面接相談、付き添い支援、情報の提供等のきめ細かな支援を行う。また、24時間365日の支援体制を確保するため、国の夜間休日コールセンターと連携し、円滑な運用に努める。今後も、被害者が必要とする支援の充実のために、福島県における現在の問題点、課題等を整理し、夜間休日コールセンターの利用状況も踏まえ、24時間365日対応できる相談支援体制について総合的に検討する。	性暴力等被害者支援事業 ふくしま24時間子どもSOS電話相談事業 犯罪被害者等支援推進のための基盤整備	○性暴力等被害者に関する相談・支援を行った。 ・電話・面接相談：697件 ・直接支援：45件 ・法的支援：7件 ・国の夜間休日コールセンターとの連携：75件 ○性暴力等被害者に関する心身回復支援を行った。 ・医療機関等の受診又はカウンセリング等に要する経費の一部を助成：55件 ○悩みをもつ子どもが、一人で悩まずに、いつでも相談機関に相談できるよう、学校教育相談員が行っているダイヤルSOSが対応していない時間を補完する電話を設置し、夜間・休日を含めて24時間対応可能な相談体制を整備した。 平日（月曜日から金曜日）の17時から10時と、休日（土・日曜日、祝日、年末年始）は、外部団体に委託し対応した。	○性暴力等被害者に関する相談・支援を行った。 ・電話・面接相談：487件 ・直接支援：25件 ・法的支援：3件 ・国の夜間休日コールセンターとの連携：109件 ○性暴力等被害者に関する心身回復支援を行った。 ・医療機関等の受診又はカウンセリング等に要する経費の一部を助成：36件 ○悩みをもつ子どもが、一人で悩まずに、いつでも相談機関に相談できるよう、学校教育相談員が行っているダイヤルSOSが対応していない時間を補完する電話を設置し、夜間・休日を含めて24時間対応可能な相談体制を整備した。 平日（月曜日から金曜日）の17時から10時と、休日（土・日曜日、祝日、年末年始）は、外部団体に委託し対応した。	○性暴力等被害者に関する相談・支援を行う。 ・電話・面接相談 ・直接支援 ・法的支援 ・国の夜間休日コールセンターとの連携 ○性暴力等被害者に関する心身回復支援を行う。 ・医療機関等の受診又はカウンセリング等に要する経費の一部を助成 ○悩みをもつ子どもが、一人で悩まずに、いつでも相談機関に相談できるよう、学校教育相談員が行っているダイヤルSOSが対応していない時間を補完する電話を設置する。 平日（月曜日から金曜日）の17時から10時と、休日（土・日曜日、祝日、年末年始）は、外部団体に委託し対応している。	生活環境部 教育庁 警察本部	共生社会・女性活躍推進課 義務教育課 県民サービス課
3	被害初期における迅速な相談支援 被害直後から支援を迅速かつ効果的に実施できるよう、県、警察、民間支援団体、市町村等の関係機関・団体が十分な連携を図るとともに、犯罪被害者等が必要とする情報を得られるよう、犯罪被害者等支援に関する具体的な情報の周知に努める。	市町村犯罪被害者等支援強化事業 犯罪被害者等支援に関する県ウェブページの充実 相談・捜査の過程における犯罪被害者等への配慮及び情報提供	○市町村における犯罪被害者等支援の充実を図るため、県内方部別での市町村担当者説明会等を実施した。 ・県内7方部での市町村担当者説明会による情報の共有や市町村条例・見舞金等制度の整備支援を実施（令和5年5、6月） ・市町村担当者研修会による窓口対応を中心とした研修を実施（時期：令和5年11月16日、場所：郡山市及びオンライン、内容：自治体の役割について犯罪被害者等相談支援経験者からの講義やグループワークを実施、参加者：30名（25市町村）） ・犯罪被害者支援ハンドブックの時点修正を行い、男女共生課のホームページに掲載した（令和5年11月）。	○市町村における犯罪被害者等支援の充実を図るため、県内方部別での市町村担当者説明会等を実施した。 ・県内7方部での市町村担当者説明会による情報の共有や市町村条例・見舞金等制度の整備支援を実施（令和6年5、6月） ・市町村担当者研修会による窓口対応を中心とした研修を実施（令和6年11月6日、場所：郡山市及びオンライン、内容：「犯罪被害者遺族の視点から自治体の被害者支援に期待すること」等について講義を実施、参加者：29名（25市町村）） ・犯罪被害者支援ハンドブックの時点修正を行い、県のホームページに掲載した。（令和6年8月）	○市町村における犯罪被害者等支援の充実を図るため、犯罪被害者等支援に係る意識醸成とノウハウの積み上げを行うとともに、連携強化のための事業を実施する。 ・市町村条例や市町村施策一覧表の作成支援 ・市町村担当職員を対象にした研修会の開催 ・犯罪被害者支援ハンドブックの時点修正	生活環境部 生活環境部 警察本部	共生社会・女性活躍推進課 共生社会・女性活躍推進課 県民サービス課



施策番号	施策名	事業名	令和5年度	令和6年度	令和7年度	担当部局等	担当課室
			取組結果	取組結果	取組予定		
4	犯罪被害者のための相談窓口の適切な運用 県は、相談窓口の適切な運用に結びつけられるよう、警察、民間支援団体、市町村等の関係機関・団体と連携して窓口担当者に対する研修会等を開催し、連携に必要な情報提供、各種支援に関する紹介や助言等に努める。	市町村犯罪被害者等支援強化事業	○市町村における犯罪被害者等支援の充実を図るため、県内方部別での市町村担当者説明会等を実施した。 ・県内7方部での市町村担当者説明会による情報の共有や市町村条例・見舞金等制度の整備支援を実施（令和5年5、6月） ・市町村担当者研修会による窓口対応を中心とした研修を実施（時期：令和5年11月16日、場所：郡山市及びオンライン、内容：自治体の役割について犯罪被害者等相談支援経験者からの講義やグループワークを実施、参加者：30名（25市町村）） ・犯罪被害者支援ハンドブックの時点修正を行い、男女共生課のホームページに掲載した（令和5年11月）。	○市町村における犯罪被害者等支援の充実を図るため、県内方部別での市町村担当者説明会等を実施した。 ・県内7方部での市町村担当者説明会による情報の共有や市町村条例・見舞金等制度の整備支援を実施（令和6年5、6月） ・市町村担当者研修会による窓口対応を中心とした研修を実施（令和6年11月6日、場所：郡山市及びオンライン、内容：「犯罪被害者遺族の視点から自治体の被害者支援に期待すること」等について講義を実施、参加者：29名（25市町村）） ・犯罪被害者支援ハンドブックの時点修正を行い、共生社会・女性活躍推進課のホームページに掲載した（令和6年8月）。	○市町村における犯罪被害者等支援の充実を図るため、犯罪被害者等支援に係る意識醸成とノウハウの積み上げを行うとともに、連携強化のための事業を実施する。 ・市町村条例や市町村施策一覧表の作成支援 ・市町村担当職員を対象にした研修会の開催 ・犯罪被害者支援ハンドブックの時点修正	生活環境部	共生社会・女性活躍推進課
5	警察における相談体制の充実 警察安全相談電話「#9110」番、「性犯罪被害110番」、「ヤングテレホン」、「いじめ110番」、「女性安全相談所」、「女性被害相談所」等の個別の相談窓口の設置、性犯罪相談窓口への女性警察職員の配置、交通事故被害者等からの適切な相談受理等の相談体制の充実を図る。	相談・捜査の過程における犯罪被害者等への配慮及び情報提供	○各種相談窓口を設置し、相談者の立場に立った適切な運用に努めた。 ○性犯罪相談窓口へ女性警察官を継続して配置するとともに被害者等の希望する性別の職員が対応した。	○各種相談窓口を設置し、相談者の立場に立った適切な運用に努めた。 ○相談窓口へ女性警察官を継続して配置するとともに、被害者等の希望する性別の職員が対応した。	○相談体制の充実等 ・個別の相談窓口の適正運用 ・性犯罪相談窓口への女性警察職員の配置 ・少年サポートセンターにおける少年警察補導員の集中運用及び公共施設への相談コーナーの設置	警察本部	県民サービス課 警務課 少年女性安全対策課 生活環境課 地域企画課 捜査第一課 組織犯罪対策課 交通企画課 交通指導課 運転免許課
6	市町村の総合的対応窓口の機能強化に関する支援 市町村の総合的対応窓口機能を強化するため、市町村条例の制定や市町村において利用可能な施策一覧表の作成を促進する。	市町村犯罪被害者等支援強化事業	○市町村における犯罪被害者等支援の充実を図るため、県内方部別での市町村担当者説明会等を実施した。 ・県内7方部での市町村担当者説明会による情報の共有や市町村条例・見舞金等制度の整備支援を実施（令和5年5、6月） ・市町村担当者研修会による窓口対応を中心とした研修を実施（時期：令和5年11月16日、場所：郡山市及びオンライン、内容：自治体の役割について犯罪被害者等相談支援経験者からの講義やグループワークを実施） ・犯罪被害者支援ハンドブックの時点修正を行い、男女共生課のホームページに掲載した（令和5年11月）。	○市町村における犯罪被害者等支援の充実を図るため、県内方部別での市町村担当者説明会等を実施した。 ・県内7方部での市町村担当者説明会による情報の共有や市町村条例・見舞金等制度の整備支援を実施（令和6年5、6月） ・市町村担当者研修会による窓口対応を中心とした研修を実施（令和6年11月6日、場所：郡山市及びオンライン、内容：「犯罪被害者遺族の視点から自治体の被害者支援に期待すること」等について講義を実施、参加者：29名（25市町村）） ・犯罪被害者支援ハンドブックの時点修正を行い、共生社会・女性活躍推進課のホームページに掲載した（令和6年8月）。	○市町村における犯罪被害者等支援の充実を図るため、犯罪被害者等支援に係る意識醸成とノウハウの積み上げを行うとともに、連携強化のための事業を実施する。 ・市町村条例や市町村施策一覧表の作成支援	生活環境部	共生社会・女性活躍推進課
7	犯罪被害者支援ハンドブックの改定・配布 犯罪被害者等が必要とする情報（各種手続、支援制度、相談窓口等）を網羅した「犯罪被害者支援ハンドブック」を改定し、市町村や関係機関等へ配布することで、連携の強化及び支援の充実に努める。	市町村犯罪被害者等支援強化事業	○各種支援制度や相談窓口をまとめた「犯罪被害者支援ハンドブック」の時点修正を行い、男女共生課のホームページに掲載した（令和5年11月）。	○各種支援制度や相談窓口をまとめた「犯罪被害者支援ハンドブック」の時点修正を行い、共生社会・女性活躍推進課のホームページに掲載した（令和6年8月）。	○市町村における犯罪被害者等支援の充実を図るため、犯罪被害者等支援に係る意識醸成とノウハウの積み上げを行うとともに、連携強化のための事業を実施する。 ・犯罪被害者支援ハンドブックの時点修正	生活環境部	共生社会・女性活躍推進課
8	支援施策に関する総合的な相談への対応 犯罪等の被害を受けて悩んでいる方、どこに相談したらよいか分からない方などのために、相談内容に応じて適切な対応部署や必要な情報を提供する。また、市町村に対して相談体制の充実を働きかける。	犯罪被害者等支援体制整備事業	○県総合的対応窓口（※）を運用し、相談内容に応じ関係機関への橋渡しなどを行った（3件）。 ※平成18年11月に男女共生課に設置	○県総合的対応窓口（※）を運用し、相談内容に応じ関係機関への橋渡しなどを行った（3件）。 ※平成18年11月に男女共生課（現 共生社会・女性活躍推進課）に設置	○犯罪被害者等からの相談に対し、ワンストップで対応できる体制を整備する。 ・多機関ワンストップサービス体制の構築 ・県の総合的対応窓口による行政サービスのワンストップ提供	生活環境部	共生社会・女性活躍推進課
		市町村犯罪被害者等支援強化事業	○市町村における犯罪被害者等支援の充実を図るため、県内方部別での市町村担当者説明会等を実施した。 ・県内7方部での市町村担当者説明会による情報の共有や市町村条例・見舞金等制度の整備支援を実施（令和5年5、6月） ・市町村担当者研修会による窓口対応を中心とした研修を実施（時期：令和5年11月16日、場所：郡山市及びオンライン、内容：自治体の役割について犯罪被害者等相談支援経験者からの講義やグループワークを実施、参加者：30名（25市町村）） ・犯罪被害者支援ハンドブックの時点修正を行い、男女共生課のホームページに掲載した（令和5年11月）。	○市町村における犯罪被害者等支援の充実を図るため、県内方部別での市町村担当者説明会等を実施した。 ・県内7方部での市町村担当者説明会による情報の共有や市町村条例・見舞金等制度の整備支援を実施（令和6年5、6月） ・市町村担当者研修会による窓口対応を中心とした研修を実施（令和6年11月6日、場所：郡山市及びオンライン、内容：「犯罪被害者遺族の視点から自治体の被害者支援に期待すること」等について講義を実施、参加者：29名（25市町村）） ・犯罪被害者支援ハンドブックの時点修正を行い、共生社会・女性活躍推進課のホームページに掲載した（令和6年8月）。	○市町村における犯罪被害者等支援の充実を図るため、犯罪被害者等支援に係る意識醸成とノウハウの積み上げを行うとともに、連携強化のための事業を実施する。 ・市町村条例や市町村施策一覧表の作成支援 ・市町村担当職員を対象にした研修会の開催 ・犯罪被害者支援ハンドブックの時点修正	生活環境部	共生社会・女性活躍推進課
9	犯罪被害者等支援に関するホームページによる情報提供 県のホームページに「犯罪被害者等支援に関するページ」を作成し、知事部局、警察本部、教育庁、その他関係機関の相談窓口の提供を行う。	犯罪被害者等支援に関する県ウェブページの充実	○犯罪被害者等の支援に関するウェブページについて、管理・運用を行うとともに、情報の提供を行った。	○犯罪被害者等の支援に関するウェブページについて、管理・運営を行うとともに、情報の提供を行った。	○犯罪被害者等の支援に関するウェブページについて、適切に管理・運用し、情報の提供を行う。	生活環境部	共生社会・女性活躍推進課



施策番号	施策名	事業名	令和5年度	令和6年度	令和7年度	担当部局等	担当課室
			取組結果	取組結果	取組予定		
10	交通事故相談への対応 県政相談コーナーに交通事故相談員を配置し、交通事故における損害賠償請求や示談の仕方など、交通事故被害者等からの相談に対応する。	相談事業	○県政相談コーナーに交通事故相談員を2名配置し、交通事故による損害賠償請求や示談の仕方などについて、面談、電話、巡回相談により対応した。 ・交通事故相談件数：96件	○県政相談コーナーに交通事故相談員を2名配置し、交通事故による損害賠償請求や示談の仕方などについて、面談、電話、巡回相談により対応した。 ・交通事故相談件数：99件	○県政相談コーナーに交通事故相談員を1名配置し、交通事故による損害賠償請求や示談の仕方などについて、面談、電話、巡回相談により対応する。	総務部	県民広聴室
11	消費者トラブルに係る相談への対応 消費生活センターにおいて、商品やサービスなど消費生活全般に関する苦情や問い合わせなど、消費者からの相談を専門の相談員が受け付け、消費者トラブルに巻き込まれた相談者への助言・あっせんを行う。	福島県消費生活センターにおける消費生活相談の受付	○県消費生活センターにおける消費生活相談受付を実施した。 ・平日 月曜日～金曜日 ・休日 月1回（原則第4日曜日） ○弁護士、司法書士による消費生活無料法律相談を実施した。 ・県消費生活センター（月4回） ・県中、県南、会津地方振興局（各年6回） ・日曜無料法律相談（月1回） ○ファイナンシャルプランナーによる生活再建等相談を実施した。 ・県消費生活センター（月1回）	○県消費生活センターにおける消費生活相談受付 ・平日 月曜日～金曜日 ・休日 月1回（原則第4日曜日） ・WEB受付 随時 ○弁護士、司法書士による消費生活無料法律相談 ・県消費生活センター（月4回） ・県中、県南、会津地方振興局（各年6回） ・日曜無料法律相談（月1回） ○ファイナンシャルプランナーによる生活再建等相談 ・県消費生活センター（月1回）	○県消費生活センターにおける消費生活相談受付 ・平日 月曜日～金曜日 ・休日 月1回（原則第4日曜日） ・WEB受付 随時 ○弁護士、司法書士による消費生活無料法律相談 ・県消費生活センター（月4回） ・県中、県南、会津地方振興局（各年6回） ・日曜無料法律相談（月1回） ○ファイナンシャルプランナーによる生活再建等相談 ・県消費生活センター（月1回）	生活環境部	消費生活課
12	女性に関する相談への対応 DV被害やストーカー被害等、女性に関する様々な問題について相談を受ける窓口を男女共生センター、女性のための相談支援センター、各保健福祉事務所、警察署等に設置し、解決に向けた助言や支援を行う。	男女共生センター相談事業	○男女がともに自立し生きがいのある人生を送ることができるよう、日常生活から生じる様々な問題・悩みに関する相談や配偶者からの暴力（DV）に関する相談、就業に関する相談を行った。 ・女性の相談件数：891件	○男女がともに自立し生きがいのある人生を送ることができるよう、日常生活から生じる様々な問題・悩みに関する相談や配偶者からの暴力（DV）に関する相談、就業に関する相談を行った。 ・女性の相談件数：971件	○男女がともに自立し生きがいのある人生を送ることができるよう、日常生活から生じる様々な問題・悩みに関する相談や配偶者からの暴力（DV）に関する相談、就業に関する相談を行う。	生活環境部	共生社会・女性活躍推進課
		配偶者暴力相談支援センターネットワーク事業（小事業：配偶者暴力相談支援センターネットワーク事業） 女性のための相談支援センター事業（小事業：夜間・休日の相談体制充実強化事業）	○保健福祉事務所及び女性のための相談支援センターに、女性相談員を配置した（保健福祉事務所：6名、女性のための相談支援センター：5名）。	○保健福祉事務所及び女性のための相談支援センターに、女性相談員を配置した（保健福祉事務所：6名、女性のための相談支援センター：5名）。	○保健福祉事務所及び女性のための相談支援センターに、女性相談員を配置する（保健福祉事務所：6名、女性のための相談支援センター：5名）。	こども未来局	児童家庭課
13	医療に関する相談への対応 保健所において身体的・精神的な健康に関しての不安や不調に関して、問題の整理をしながら、必要に応じて、適切な医療機関の紹介を行う。	精神訪問指導事業	○保健所において精神科医師等による心の健康相談を実施し、必要に応じて、適切な医療機関の紹介を行った。 ・相談対応件数：124件	○保健所において精神科医師等による心の健康相談を実施し、必要に応じて、適切な医療機関の紹介を行った。 ・相談対応件数：78件	○保健所において精神科医師等による心の健康相談を実施し、必要に応じて、適切な医療機関の紹介を行う。	保健福祉部	障がい福祉課
		福島県医療相談センター事業	○地域医療課内及び各保健所において通年設置し無料で相談対応を実施した。 ・令和5年度相談対応件数：1,378件	○地域医療課内及び各保健所において通年設置し無料で相談対応を実施した。 ・令和6年度相談対応件数：1,414件	○地域医療課内及び各保健所において通年設置し無料で相談対応を実施する。	保健福祉部	地域医療課
14	妊娠に関する相談への対応 予期しない妊娠や、女性のからだに関する相談窓口として「女性のミカタ 健康サポートコール」を開設し、心やからだの悩みに保健師が対応する。	女性のミカタ健康サポートコール等事業	○各保健福祉事務所の専用電話にて、合計84件の相談に対応した。 ・主な相談内容（重複回答可）：不妊・不育47件、思春期10件、妊娠・避妊9件、メンタル4件、更年期4件、性感染症2件、その他9件	○各保健事務所の専用電話にて、合計243件の相談に対応した。 ・主な相談内容（重複回答可）：不妊・不育212件、思春期1件、妊娠・避妊7件、メンタル1件、更年期1件、性感染症0件、その他21件	○身近な方に相談しにくい不妊治療や不育症治療、人工妊娠中絶等、妊娠に関する悩みや女性特有の健康に関して専用回線を保健福祉事務所に設置し、個別相談を電話・来所等により、随時受け付ける。	こども未来局	子育て支援課
15	心のケアに関する相談への対応 精神保健福祉センターや保健所において、精神保健福祉に関する相談への対応や支援等を行う。	精神訪問指導事業	○精神保健福祉センターや保健所において随時、保健師等による精神保健福祉相談を実施した。 ・相談対応件数：10,284件	○精神保健福祉センターや保健所において随時、保健師等による精神保健福祉相談を実施した。 ・相談対応件数：8,289件	○精神保健福祉センターや保健所において随時、保健師等による精神保健福祉相談を実施。	保健福祉部	障がい福祉課
16	ひとり親家庭の就業等に関する相談への対応 各保健福祉事務所において、母子・父子自立支援員がひとり親家庭の相談に応じ、自立に向けた支援を行う。また、福島県母子家庭等就業・自立支援センターにおいて、就業相談、求人情報の提供、就業支援セミナー等を実施する。	ひとり親家庭相談事業 母子家庭等就業・自立支援事業	○各保健福祉事務所に母子・父子自立支援員を配置した（自立支援員13名）。 ○ひとり親家庭の状況、職業能力の適性などに配慮しながらの就業相談事業や求人情報の提供、就業支援講習会、自立支援プログラムの策定を行った（求職相談件数：1,269件、求人情報件数：219件、セミナー動画：2部6回作成、プログラム策定数：76件）。	○各保健福祉事務所に母子・父子自立支援員を配置した（実績：自立支援員14名）。 ○ひとり親家庭の状況、職業能力の適性などに配慮しながらの就業相談事業や求人情報の提供、就業支援講習会、自立支援プログラムの策定を行った（求人情報提供件数：632件、就業支援講習会：1回、プログラム策定件数：89件）。	○各保健福祉事務所に母子・父子自立支援員を配置する（自立支援員15名）。 ○ひとり親家庭の状況、職業能力の適性などに配慮しながらの就業相談事業や求人情報の提供、就業支援講習会、自立支援プログラムの策定を行う。	こども未来局	児童家庭課
17	児童相談所における児童虐待に関する相談への対応 児童相談所において、24時間・365日、児童虐待に関する相談及び通告に対応する。	児童相談所費行政経費（小事業：児童相談所虐待対応ダイヤル等受付業務委託）	○夜間・休日における児童相談所虐待対応ダイヤル等を通して行われる電話相談や児童虐待に関する通告の対応を外部機関に委託した。	○夜間・休日における児童相談所虐待対応ダイヤル等を通して行われる電話相談や児童虐待に関する通告の対応を外部機関に委託して実施した。	○夜間・休日における児童相談所虐待対応ダイヤル等を通して行われる電話相談や児童虐待に関する通告の対応を外部機関に委託する。	こども未来局	児童家庭課
18	就職や転職等に関する相談への対応 「ふくしま生活・就職応援センター」において、就職や転職等の相談に対応する。	ふくしま生活・就職応援センター運営事業	○県内6か所（郡山市、白河市、会津若松市、南相馬市、いわき市、富岡町）に相談窓口を設置し、就労・生活再建支援を図った。	○県内6か所（郡山市、白河市、会津若松市、南相馬市、いわき市、富岡町）に相談窓口を設置し、就労・生活再建支援を図った。	○県内6か所（郡山市、白河市、会津若松市、南相馬市、いわき市、富岡町）に相談窓口を設置し、就労・生活再建支援を図る。	商工労働部	雇用労政課



施策番号	施策名	事業名	令和5年度	令和6年度	令和7年度	担当部局等	担当課室
			取組結果	取組結果	取組予定		
19	子どものための24時間電話相談 24時間、365日、子どものいじめ問題等に関する悩み相談に対応する。	ふくしま24時間子どもSOS電話相談事業	○いじめに関する悩みをもつ子どもが、一人で悩まずに、いつでも相談機関に相談できるよう、学校教育相談員が行っているダイヤルSOSが対応していない時間を補完する電話を設置し、夜間・休日を含めて24時間対応可能な相談体制を整備した。 平日（月曜日から金曜日）の17時から10時と、休日（土・日曜日、祝日、年末年始）は、外部団体に委託し対応した。	○いじめに関する悩みをもつ子どもが、一人で悩まずに、いつでも相談機関に相談できるよう、学校教育相談員が行っているダイヤルSOSが対応していない時間を補完する電話を設置し、夜間・休日を含めて24時間対応可能な相談体制を整備した。 平日（月曜日から金曜日）の17時から10時と、休日（土・日曜日、祝日、年末年始）は、外部団体に委託し対応した。	○いじめに関する悩みをもつ子どもが、一人で悩まずに、いつでも相談機関に相談できるよう、学校教育相談員が行っているダイヤルSOSが対応していない時間を補完する電話を設置し、夜間・休日を含めて24時間対応可能な相談体制を整備する。 平日（月曜日から金曜日）の17時から10時と、休日（土・日曜日、祝日、年末年始）は、外部団体に委託し対応している。	教育庁	義務教育課
20	ダイヤルSOS 平日（10:00～17:00）、子どものいじめや不登校、体罰などの教育相談にフリーダイヤルで対応する。	学校教育相談員配置事業	○教育センターに2名の学校教育相談員を配置し、県内全域のいじめや不登校問題等の電話相談に当たった（※電話はフリーダイヤルで対応し、相談時間は月曜日から金曜日の10時から17時）。	○教育センターに2名の学校教育相談員を配置し、県内全域のいじめや不登校問題等の電話相談に当たった。 電話はフリーダイヤルで対応し、相談時間は月曜日から金曜日の10時から17時とした。	○教育センターに2名の学校教育相談員を配置し、県内全域のいじめや不登校問題等の電話相談に当たる。 電話はフリーダイヤルで対応し、相談時間は月曜日から金曜日の10時から17時とする。	教育庁	義務教育課
21	スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの活用 児童生徒の問題行動及び不登校等の対応に向けて、スクールカウンセラーを小・中学校、高校に配置・派遣するとともに、学校等の要請に応じ、スクールソーシャルワーカーを配置・派遣するなど教育相談体制の充実に努める。また、研修等を通じ、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの犯罪被害者等支援に関する理解促進を図っていく。	スクールカウンセラー派遣事業 スクールソーシャルワーカー派遣事業	○県内の小・中・義務教育学校、県立学校に166人のスクールカウンセラーを配置し、児童生徒の教育相談を行った。 ○県内7つの教育事務所に22名、31の委託市町村教育委員会に35名、のべ57名のスクールソーシャルワーカーを配置し、課題を抱えた児童生徒の支援を行った。	○県内の小・中・義務教育学校、県立学校に161人のスクールカウンセラーを配置し、児童生徒の教育相談を行った。 ○県内7つの教育事務所に22名、31の委託市町村教育委員会に34名、のべ56名のスクールソーシャルワーカーを配置し、課題を抱えた児童生徒の支援を行った。	○県内の小・中・義務教育学校、県立学校に170人のスクールカウンセラーを配置し、児童生徒の教育相談を行う。 ○県内7つの教育事務所に21名、31の委託市町村教育委員会に33名、のべ54名のスクールソーシャルワーカーを配置し、課題を抱えた児童生徒の支援を行う。	教育庁	高校教育課 義務教育課
22	犯罪被害者等である児童生徒が不登校になった場合における支援 不登校状態にある児童生徒に対して、適切な指導及び支援を行い、再登校を図るとともに、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーとの連携のもと、児童生徒へのスペシャルサポートルーム（SSR）の活用により支援を行うなど、学びの機会を確保するための取組を実施する。	スクールカウンセラー派遣事業 スクールソーシャルワーカー派遣事業	○県内24校にスペシャルサポートルーム（SSR）を設置し、専任の教員を配置により正式な教室として不登児童生徒の心の居場所作りを行った。 ○県内7つの教育事務所ごとに行われる域別シンポジウム（公立小・中学校より1名参加の悉皆研修）において、SC・SSWの活用、SSRの紹介等を行い、不登校児童への対応に当たった。	○県内37校にスペシャルサポートルーム（SSR）を設置し、専任の教員を配置により正式な教室として不登児童生徒の心の居場所作りを行った。 ○県内7つの教育事務所ごとに行われる域別シンポジウム（公立小・中学校より1名参加の悉皆研修）において、SC・SSWの活用、SSRの紹介等を行い、不登校児童への対応にあたった。	○県内40校にスペシャルサポートルーム（SSR）を設置し、専任の教員を配置により正式な教室として不登児童生徒の心の居場所作りを行う。 ○県内7つの教育事務所ごとに行われる域別シンポジウム（公立小・中学校より1名参加の悉皆研修）において、SC・SSWの活用、SSRの紹介等を行い、不登校児童への対応にあたる。	教育庁	義務教育課
23	労働相談への対応 労働に関するトラブルについて、労働者や使用者が気軽に相談できるよう労働相談を実施する。	労働相談への対応	○労働に関するトラブルについて、労働者や使用者から電話・メール・来庁等により労働相談を実施した。 ・令和5年度相談実件数：655件	○労働に関するトラブルについて、労働者や使用者から電話やメール、来庁等により労働相談を実施した。 ・令和6年度相談実件数：624件	○労働に関するトラブルについて、労働者や使用者が気軽に相談できる労働相談を実施する。	労働委員会事務局	審査調整課
24	刑事手続等に関する情報の提供の充実 刑事に関する手続、少年保護事件の手続、警察その他の犯罪被害者等支援に関係する機関・団体による犯罪被害者等の保護・支援のための制度等について分かりやすく取りまとめた「被害者の手引」やパンフレット等を作成し、内容の充実を図るとともに、配布方法等の工夫も含め、犯罪被害者等への早期提供に努める。	相談・捜査の過程における犯罪被害者等への配慮及び情報提供 犯罪被害者等支援事業（新被害者の手引）	○犯罪被害者等に対して「被害者の手引」を活用し、各種支援施策や刑事手続等の流れについて適時適切な情報提供を行った。 ○「被害者の手引」を作成・印刷し、各警察署等へ配置した（200部）。	○犯罪被害者等に対して「被害者の手引」を活用し、各種支援施策や刑事手続等の流れについて適時適切な情報提供を行った。 ○「被害者の手引」を作成・印刷し、各警察署等へ配置した（250部）。	○刑事に関する手続き等に関する情報提供の充実 ○被害者の手引作成・印刷（200部）	警察本部	県民サービス課 少年女性安全対策課 地域企画課 刑事総務課 捜査第一課 交通指導課 外事課
25	民事手続等に関する情報の提供の充実 損害賠償請求制度その他の犯罪被害者等の保護・支援のための制度の概要について紹介した冊子・パンフレット等を警察本部、警察署、運転免許センターの窓口等に備え付けるとともに、各種広報媒体等を活用し、当該制度を周知する。また、日本司法支援センター（法テラス）の民事法律扶助制度について周知を図る。	犯罪被害者等支援に関する県ウェブページの充実 相談・捜査の過程における犯罪被害者等への配慮及び情報提供	○男女共生課ホームページの犯罪被害者等の支援に関するページに法テラスへのリンクを掲載し、民事手続き等に関する情報の提供の充実を図った。 ○犯罪被害者等に対して「被害者の手引」を活用し、損害賠償請求に関する制度等について情報提供を行った。	○共生社会・女性活躍推進課ホームページの犯罪被害者等の支援に関するページに法テラスへのリンクを掲載し、民事手続き等に関する情報提供の充実を図った。 ○犯罪被害者等に対して「被害者の手引」を活用し、損害賠償請求に関する制度等について情報提供を行った。	○犯罪被害者等の支援に関するウェブページに関連するページのリンクを掲載するなど、民事手続き等に関する情報提供の充実を図る。 ○「被害者の手引」を活用した損害賠償請求制度等に関する情報提供	生活環境部 警察本部	共生社会・女性活躍推進課 県民サービス課
26	自助グループの活動についての情報提供 犯罪被害者等早期援助団体との連携を図りながら、犯罪被害者等の要望を踏まえ、自助グループの活動について情報提供を行う。	犯罪被害者等支援推進のための基盤整備	○犯罪被害者等に対して「被害者の手引」を活用し、自助グループ活動について情報提供を行った。	○犯罪被害者等に対して「被害者の手引」を活用し、自助グループ活動について情報提供を行った。	○（公社）ふくしま被害者支援センターとの連携による自助グループの活動について情報提供の実施	警察本部	県民サービス課



施策番号	施策名	事業名	令和5年度	令和6年度	令和7年度	担当部局等	担当課室
			取組結果	取組結果	取組予定		
27	外国人の犯罪被害者等への情報提供の充実 外国語版の「被害者の手引」について、必要に応じて内容の充実と見直しを図り、適切に配布されるよう努めるとともに、外国人に対し、警察の犯罪被害者施策について周知を図る。また、外国人住民のための生活相談窓口や電話による無料通訳サービスの活用により、多言語の相談に対応する。	外国人住民相談体制整備事業 相談・捜査の過程における犯罪被害者等への配慮及び情報提供	○外国人住民が地域で安心して暮らせるよう、多言語による生活相談窓口を運営し（毎週火～土曜、9:00～17:15）、650件の相談対応を行ったほか、関係機関と連携した専門相談を通年で実施し、6件の相談対応を行った。 ○外国人の犯罪被害者等に対して外国人被害者用「被害者の手引」（英語版）を活用し、各種支援施策等について情報提供を行った。	○外国人住民が地域で安心して暮らせるよう、多言語による生活相談窓口を運営した（毎週火～土曜、9:00～17:15）。 ○外国人の犯罪被害者等に対して外国人被害者用「被害者の手引」（英語版）を活用した情報提供を推進した。	○外国人住民が地域で安心して暮らせるよう、多言語による生活相談窓口を運営する（毎週火～土曜、9:00～17:15）。 ○刑事に関する手続き等に関する情報提供の充実 ○外国語版「被害者の手引」の内容の充実	生活環境部 警察本部	国際課 県民サービス課
28	捜査に関する適切な情報提供等 捜査への支障等を勘案しつつ、犯罪被害者等の要望に応じて捜査状況等の情報を提供しよう努める、また、犯罪被害者等の状況や要望について、関係機関・団体と共有すべきものについては、犯罪被害者等の同意を得て情報提供を行うなど、関係機関・団体との連携を図る。	相談・捜査の過程における犯罪被害者等への配慮及び情報提供	○事件事故担当者又は被害者支援担当者が捜査状況等について定期的に連絡を行った。	○事件事故担当者又は被害者支援担当者が捜査状況等について定期的に連絡を行った。 ○犯罪被害者等の要望に応じ、同意を得た上で、ふくしま被害者支援センターに対し犯罪被害者に関する情報提供を実施した。	○「被害者の手引」を活用した捜査に関する適切な情報提供 ○犯罪被害者等の要望に応じた（公社）ふくしま被害者支援センターとの連携 ○犯罪被害者等に対する捜査状況の確実な連絡	警察本部	県民サービス課 刑事総務課 交通指導課
29	被害者支援要員制度による支援 あらかじめ指定された警察職員（被害者支援要員）が、事件発生直後から犯罪被害者等への付添い、説明や関係機関の紹介などの支援を行う。	犯罪被害者等支援推進のための基盤整備 犯罪被害者支援事業（被害者支援研修会等）	○各警察署等において被害者支援要員（427名）を指定し、事件主管課と連携して早期に支援体制を確立し、犯罪被害者等のニーズに添った支援活動を実施した。また、本部内に指定被害者支援要員（41名）を指定し、大規模事件事故発生時に備えた。 ・被害者支援要員等及び指定被害者支援要員等に対し、研修会を実施した（2回・523名）。	○各警察署等において被害者支援要員（426名）を指定し、事件主管課と連携して早期に支援体制を確立し、犯罪被害者等のニーズに添った支援活動を実施した。また、本部内に指定被害者支援要員（41名）を指定し、大規模事件事故発生時に備えた。 ○被害者支援要員等及び指定被害者支援要員等に対し、研修会を実施した（指定被害者支援要員研修：令和6年10月23日）（被害者支援要員研修：令和6年11月～令和7年1月、eラーニングシステムによる資料視聴）。	○被害者支援要員制度の活用 ・令和7年度被害者支援要員435名を指定 ○研修会の実施	警察本部	県民サービス課
30	被害少年等が相談しやすい環境の整備 被害少年からの相談について、県警察のウェブサイトやSNS等への相談窓口の掲載などにより、効果的な周知・広報を図るとともに、少年相談専用電話のフリーダイヤル化、電子メールによる相談窓口の設置等、被害少年等が相談しやすい環境の整備を図る。	相談・捜査の過程における犯罪被害者等への配慮及び情報提供	○被害少年の立場に立った相談窓口対応を行うとともに、「ヤングテレホン」「いじめ110番」等をホームページに掲載し周知広報を図った。また、相談窓口等を記載した少年非行防止リーフレットを作成し（2,700部）各警察署に備え付け、また配布するなどの広報活動を実施した。	○被害少年の立場に立った相談窓口対応を行うとともに、「ヤングテレホン」「いじめ110番」等をホームページに掲載し、周知・広報を図った。 ○相談窓口等を記載した少年非行防止リーフレット（2,700部）を作成し各警察署に備え付け、配布するなどの広報活動を実施した。 ○少年サポートセンターの相談窓口について広報活動を実施するとともに、公共施設等に臨時少年相談窓口を設置した。	○被害少年等が相談しやすい環境の整備 相談窓口等を記載した少年非行防止リーフレットの作成し（2,700部）各警察署に備え付け、または配布するなどの広報活動を実施する。	警察本部	県民サービス課 少年女性安全対策課
31	被害少年の精神的打撃軽減のための継続的な支援の推進 被害少年に対して、保護者の同意を得た上で、被害者支援センターをはじめとする民間支援団体への紹介を行うとともに、少年補導員等による継続的な支援を実施する。	精神的被害の回復への支援及び経済的負担の軽減に資する支援	○ふくしま被害者支援センターへの情報提供はなかったが、性犯罪被害を受けた児童生徒に対して保護者の同意を得た上で継続的なカウンセリングを行った。併せて、保護者に対しても適切な対応方法を助言するなどの支援を実施した。 ○少年カウンセリングアドバイザーを外部に委嘱し、少年警察補導員に対して、カウンセリングに関する心理学等の専門知識・技術の習得のため研修を実施した。	○性犯罪被害を受けた児童生徒に対して保護者の同意を得た上で継続的なカウンセリングを行った。併せて、保護者に対しても適切な対応方法を助言するなどの支援を実施した。 ○少年カウンセリングアドバイザーを外部に委嘱し、少年警察補導員に対して、カウンセリングに関する心理学等の専門知識・技術の習得のため研修を実施した。	○被害少年の精神的被害を回復するための体制の整備及び継続的な支援の推進 ○少年サポートセンターの少年警察補導員による継続的な支援	警察本部	県民サービス課 少年女性安全対策課
32	性犯罪被害者による情報入手の利便性の向上 「#8103（ハートさん）」、「性犯罪被害110番」、「SACRAホットライン」等の相談窓口に関する広報により、性犯罪被害者による公費負担制度、カウンセリング制度等に関する情報入手の利便性向上に努める。	相談・捜査の過程における犯罪被害者等への配慮及び情報提供	○各種イベント、会合、講習会等の機会に広報用ポスター及びチラシを配布したほか、ホームページへの掲載やラジオ放送等により広報を実施した。	○各種イベント、会合、講習会等の機会に広報用ポスター及びチラシを配布したほか、ホームページへの掲載やラジオ放送等により広報を実施した。	○性犯罪被害者による情報入手の利便性の向上 ・県警ホームページ掲載やパンフレット等活用による広報活動の推進	警察本部	県民サービス課 少年女性安全対策課 地域企画課 捜査第一課
33	性犯罪被害相談の適切な対応 性犯罪被害相談については、相談者が希望する性別の職員が対応するなど、適切な対応を推進する。	相談・捜査の過程における犯罪被害者等への配慮及び情報提供	○事件主管課や支援担当課と緊密に連携し、対応者の性別等犯罪被害者等の心情に配慮した対応を実施した。	○事件主管課や支援担当課と緊密に連携し、対応者の性別等犯罪被害者等の心情に配慮した対応を実施した。	○性犯罪被害相談の適切な対応 ・犯罪被害者等の心情を理解するための教養の推進	警察本部	県民サービス課 少年女性安全対策課 地域企画課 刑事総務課 捜査第一課
34	司法解剖等に関する遺族への適切な説明等 検視及び司法解剖に関し、パンフレットの作成・配布により、その目的・手続き等についての適切な説明を遺族に実施するとともに、遺族の心情に配慮した対応に努める。	相談・捜査の過程における犯罪被害者等への配慮及び情報提供	○遺族等に対し、検視及び司法解剖について、その必要性、今後の流れ等についてリーフレットを配付するなどして丁寧に説明し、疑問や不安が残らないよう、遺族から真に理解が得られるようその心情に配慮した対応を行った。	○遺族等に対し、検視及び司法解剖について、その必要性、今後の流れ等についてリーフレットを配付するなどして丁寧に説明し、遺族等の不安解消に努め、遺族から真に理解が得られるようその心情に配慮した対応を行った。	○司法解剖等に関する遺族への適切な説明等	警察本部	捜査第一課 交通指導課



施策番号	施策名	事業名	令和5年度	令和6年度	令和7年度	担当部局等	担当課室
			取組結果	取組結果	取組予定		
35	関係機関・団体と連携した支援活動 福島県被害者等支援連絡協議会及び被害者支援地域ネットワークの活用により、犯罪被害者等支援に係る機関・団体との連携を強化するとともに、それらの機関・団体等における犯罪被害者支援のための制度等についての情報提供を犯罪被害者等に対して行うよう努める。	犯罪被害者等支援推進のための基盤整備 犯罪被害者支援事業（福島県被害者支援連絡協議会関係）	○福島県被害者等支援連絡協議会総会を開催し、福島県男女共生課長による基調講演等の研修を実施し、活動の活性化を図った。 ○各地区ネットワークの総会において被害者支援室員が被害者支援のための制度等についての教養を実施した。	○福島県被害者等支援連絡協議会総会を開催し、警察庁長官官房犯罪被害者等施策推進課事務官（地方公共団体アドバイザー）による講演を実施し、活動の活性化を図った。 （令和6年6月13日、参加者92名） ○各地区ネットワークの総会において被害者支援室員が被害者支援のための制度等についての教養を実施した。	○関係機関・団体との連携・協力の充実・強化 ○福島県被害者等支援連絡協議会総会及び研修会の開催（6月9日）	警察本部	県民サービス課
<b>施策の柱1 総合的な支援体制の整備・充実   基本的施策2 大規模事案における支援</b>							
36	大規模被害者支援事案が発生した場合における県、警察、民間支援団体、県内各市町村、関係県・市町村、その他の関係機関の役割分担や支援体制及び対応マニュアル等の整備を推進する。また、当該事案発生時は、これらに基づき、各関係機関が相互に連携・協力して必要な「支援の調整を行うための会議」を整備する。	犯罪被害者等支援体制整備事業  犯罪被害者等支援推進のための基盤整備	○福島相談窓口業務連絡会では活動内容の紹介を通して県事業等の共有を行いながら、犯罪被害者等支援に携わる方々との関係の構築を図った。また、5月から6月にかけて県内7方部での市町村担当者説明会の開催や11月に実施した市町村研修会を通して、市町村の主な役割や関係機関との連携の必要性についての理解醸成を図った。  ○指定被害者支援要員研修において、死傷者多数事案対応についての講演会を実施した。	○5月から6月にかけて県内7方部での市町村担当者説明会の開催や11月に実施した市町村研修会を通して、市町村の主な役割や関係機関との連携の必要性についての理解醸成を図った。  ○指定被害者支援要員研修において、死傷者多数事案対応についての講演会を実施した。	○大規模事案発生時の支援に向け、関係団体の会議への参画や市町村職員の研修会、犯罪被害者等支援施策推進会議などを通して犯罪被害者支援に携わる方々との関係の構築を図る。  ○被害者支援要員制度の適正運用 ○関係機関・団体との連携・協力の充実・強化	生活環境部  警察本部	共生社会・女性活躍推進課  県民サービス課
<b>施策の柱1 総合的な支援体制の整備・充実   基本的施策3 県民が県外で発生した犯罪等により被害を受けた場合等の支援</b>							
37	県民が県外で発生した犯罪等により被害を受けた場合等の支援  県民が県外で発生した犯罪等により被害を受けた場合等における県内外の関係機関・団体の役割分担や支援体制及び対応マニュアル等の整備を推進する。また、当該事案発生時は、これらに基づき、県外の関係機関と相互に連携・協力して支援体制を整備し、必要な支援を行う。	犯罪被害者等支援体制整備事業  犯罪被害者等支援推進のための基盤整備	○福島相談窓口業務連絡会では活動内容の紹介を通して県事業等の共有を行いながら、犯罪被害者等支援に携わる方々との関係の構築を図った。また、5月から6月にかけて県内7方部での市町村担当者説明会の開催や11月に実施した市町村研修会を通して、市町村の主な役割や関係機関との連携の必要性についての理解醸成を図った。  ○事件発生警察署及び民間被害者支援団体と連携し適切な支援活動を実施した。	○5月から6月にかけて県内7方部での市町村担当者説明会の開催や11月に実施した市町村研修会を通して、市町村の主な役割や関係機関との連携の必要性についての理解醸成を図った。  ○他県の被害者支援室及び民間被害者支援団体と連携し適切な支援活動を実施した。	○大規模事案発生時の支援に向け、関係団体の会議への参画や市町村職員の研修会、有識者会議などを通して犯罪被害者支援に携わる方々との関係の構築を図る。  ○事件発生地警察署との連携による適切な支援	生活環境部  警察本部	共生社会・女性活躍推進課  県民サービス課
<b>施策の柱1 総合的な支援体制の整備・充実   基本的施策4 人材の育成</b>							
38	県及び市町村職員に対する研修  県及び各市町村に設置されている総合的対応窓口の職員を対象に、窓口機能の強化を図ることを目的として研修を行うとともに、各関係機関が相互に連携・協力して必要な「支援の調整を行うための会議」において、事例研究を行い、県及び市町村の担当職員の意識の醸成及びノウハウの積み上げを図る。	市町村犯罪被害者等支援強化事業	○市町村における犯罪被害者等支援の充実を図るため、市町村担当者研修会による窓口対応を中心とした研修を実施（時期：令和5年11月16日、場所：郡山市及びオンライン、内容：自治体の役割について犯罪被害者等相談支援経験者からの講義やグループワークを実施、参加者：30名（25市町村））	○市町村における犯罪被害者等支援の充実を図るため、市町村担当者研修会による窓口対応を中心とした研修を実施（令和6年11月6日、場所：郡山市及びオンライン、内容：「犯罪被害者遺族の視点から自治体の被害者支援に期待すること」等について講義を実施、参加者：29名（25市町村））	○市町村における犯罪被害者等支援の充実を図るため、犯罪被害者等支援に係る意識醸成とノウハウの積み上げを行うとともに、連携強化のための事業を実施する。 ・市町村担当職員を対象にした研修会の開催	生活環境部	共生社会・女性活躍推進課
39	民間支援団体における職員の育成支援  犯罪被害者等の援助を行う民間の団体に対し、同団体が行う研修内容に関する助言や研修に対する講師派遣等の協力を行う。	研修への講師派遣  犯罪被害者等支援推進のための基盤整備	○民間支援団体において、新たに任用した被害者支援活動員候補者が支援業務に必要な知識などの習得ができるよう、養成研修の講師として当該職員を派遣した（令和5年10月）。  ○被害者支援活動員研修会に講師派遣し、被害者支援に関する教養を実施した（2回）。	実施実績なし  ○支援センターでのインテーク会議において、教養や助言を実施した。	○民間支援団体において、新たに任用した被害者支援活動員候補者が支援業務に必要な知識などの習得ができるよう、養成研修へ講師を派遣する。  ○コーディネーターとしての役割を果たせる民間支援活動員の養成への支援のため、研修への講師派遣を行う。	生活環境部  警察本部	共生社会・女性活躍推進課  県民サービス課
40	高齢者虐待対応職員に対する研修の実施  虐待を受けた高齢者の保護や虐待を行った養護者へ適切な支援を行うことができるよう、高齢者虐待対応に当たる市町村等職員の対応力向上を図る研修を実施する。	高齢者権利擁護等推進研修事業	○市町村等対象の高齢者虐待対応研修（養護者編：11月画像配信・130名視聴・養介護施設従事者編：8月4日開催・26名参加） ○介護施設等職員対象の権利擁護推進員養成研修（8月22日、9月15日開催・69名参加） ○介護施設等に勤務する看護職員対象の看護実務者研修（12月6、7日開催・84名参加）	○市町村等対象の高齢者虐待対応研修（養護者編 8月27日開催 90名参加、養介護施設従事者編 5～7月 動画配信・7月5日開催 35名参加） ○介護施設等職員対象の権利擁護推進員養成研修（9月17日、10月23日開催 59名参加） ○介護施設等に勤務する看護職員対象の看護実務者研修（12月10、11日開催 84名参加）	○市町村等対象の高齢者虐待対応研修（養護者編・養介護施設従事者編 各1回） ○介護施設等職員対象の権利擁護推進員養成研修（1回） ○介護施設等に勤務する看護職員対象の看護実務者研修（1回）	保健福祉部	高齢福祉課
41	虐待を受けた子どもの保護等に携わる職員に対する研修の実施  虐待を受けた子どもが専門的な知識に基づいた適切な保護及び自立支援を受けられるように、支援に携わる職員の資質向上を図る。	虐待から子どもを守る総合対策推進事業（小事業：児童虐待ケース対策研修事業）	○児童相談所職員や児童福祉施設等職員に対し、児童虐待ケース対策の強化を目的とした研修会を実施し専門性の向上を図った（ケース対策研修：4回）。	○児童相談所職員や児童福祉施設等職員に対し、児童虐待ケース対策の強化を目的とした研修会を実施し専門性の向上を図った。	○児童相談所職員や児童福祉施設等職員に対し、児童虐待ケース対策の強化を目的とした研修会を実施し専門性の向上を図る。	こども未来局	児童家庭課
42	女性相談窓口等の職員への研修の実施  配偶者からの暴力を受けた女性等が専門的な知識に基づいた適切な保護及び自立支援を受けられるように、支援に携わる職員等の資質向上を図る。	女性のための相談支援センター事業（小事業：DV被害者支援スタッフ養成事業）	○県・市の女性相談員、女性センターボランティア、その他担当職員を対象とした専門的な研修を実施し、DV被害者支援体制の強化を図った。	○県・市の女性相談支援員、その他担当職員を対象とした専門的な研修を実施することで、DV被害者支援体制の強化を図った。	○県・市の女性相談支援員、その他担当職員を対象とした専門的な研修を実施することで、DV被害者支援体制の強化を図る。	こども未来局	児童家庭課



施策番号	施策名	事業名	令和5年度	令和6年度	令和7年度	担当部局等	担当課室
			取組結果	取組結果	取組予定		
43	警察における被害者支援に携わる職員に対する研修の充実  犯罪被害者支援に従事する職員に対し、様々な機会を活用して犯罪被害者支援の意義や対応、関係機関との連携等についての研修を実施する。	犯罪被害者等支援推進のための基盤整備	○警察学校等における教養等の機会に犯罪被害者等支援に関する教養等を実施した（9回）。	○警察学校等における教養等の機会に犯罪被害者等支援に関する教養等を実施した。	○研修の充実 ・犯罪被害者等の心情を理解するための教養の推進	警察本部	県民サービス課 教養課 生活安全企画課 少年女性安全対策課 刑事総務課 捜査第一課
<b>施策の柱1 総合的な支援体制の整備・充実   基本的施策5 支援従事者の二次受傷に対する支援</b>							
44	支援従事者へのメンタルヘルスキアの充実  犯罪被害者等支援を行う過程において支援従事者の心理的外傷（二次受傷）を予防するとともに、自身の適切なケアができるよう、支援従事者を対象とした研修を行うなど、メンタルヘルスキアの充実を図る。	性暴力等被害者支援事業	○性暴力等被害者に関する相談・支援の研修を通して、支援従事者のメンタルヘルスキアの充実を図った（研修実施回数：13回）	○性暴力等被害者に関する相談・支援の研修を通して、支援従事者のメンタルヘルスキアの充実を図った（開催回数12回）。	○性暴力等被害者に関する相談・支援の研修を通して、支援従事者のメンタルヘルスキアの充実を図る。	生活環境部	共生社会・女性活躍推進課
45	犯罪被害者等支援に携わる者に対する心理的影響への配慮  被害者支援要員等に対し、ストレスに関する教養を行うとともに、精神科医、臨床心理士等によるカウンセリングを受けさせるなど必要な措置を講ずる。	犯罪被害者等支援推進のための基盤整備	○被害者カウンセリングアドバイザーを外部委嘱するとともに、代理受傷、メンタルヘルス、被害者の心理に関する教養を実施した（5回）。	○被害者カウンセリングアドバイザーを外部委嘱するとともに、代理受傷、メンタルヘルス、被害者の心理に関する教養を実施した。	○犯罪被害者等支援に携わる者に対する心理的影響への配慮 ・犯罪被害者等の心情を理解するための教養の推進	警察本部	県民サービス課
<b>施策の柱1 総合的な支援体制の整備・充実   基本的施策6 民間支援団体に対する支援</b>							
46	県民に対する民間支援団体の意義、活動等の広報支援  各種広報媒体等を活用し、犯罪被害者等が置かれている状況やそれを踏まえた施策実施の重要性、犯罪被害者等への援助を行う民間の団体の意義・活動等について周知する。	犯罪被害者等支援普及啓発事業	○犯罪被害者等を社会全体で支えるという意識の醸成を図るため、県民への条例等の普及啓発活動を行った。 ・犯罪被害者支援に関する講演会及びパネル展の開催（1回目：令和5年10月18日・白河市、2回目：令和5年10月25日・いわき市 合計26名参加） ・県民向けパンフレットを作成し、各市町村や関係機関へ配布（10,000部） ・県職員に対し、ホンデリング事業の広報・協力依頼を実施	○犯罪被害者等を社会全体で支えるという意識の醸成を図るため、県民への条例等の普及啓発活動を行った。 ・犯罪被害者支援に関する講演会の開催（令和6年11月郡山市及び会津若松市で実施し、計38名参加） ・犯罪被害者支援パネル展の開催 ・啓発リーフレットの作成（10,000部） ・ホンデリング事業の広報周知	○犯罪被害者等を社会全体で支えるという意識の醸成を図るため、県民への条例等の普及啓発活動を行う。 ・犯罪被害者支援に関する講演会の開催 ・犯罪被害者支援パネル展の開催 ・啓発リーフレットの作成 ・ホンデリング事業の広報周知	生活環境部	共生社会・女性活躍推進課
		犯罪被害者等支援推進のための基盤整備 犯罪被害者支援業務事業（業務委託費）	○職員に対して教養資料の発出及び各種研修の機会に民間被害者支援団体の意義・活動等について教養するとともにあらゆる機会においてポスター・チラシなどにより県民に対する周知を推進した。	○職員に対して教養資料の発出及び各種研修の機会に民間被害者支援団体の意義・活動等について教養するとともにあらゆる機会においてポスター・チラシなどにより県民に対する周知を推進した。	○（公社）ふくしま被害者支援センターとの連携 ・被害者に優しいふくしまの風運動の推進 ・「支援の輪を広げるつどい」の開催	警察本部	県民サービス課
47	民間支援団体等への支援の充実  犯罪被害者等の援助を行う民間の団体に対する財政的援助の充実に努めるとともに、同団体の財政的・人的基盤の確立に向けて協力する。また、犯罪被害者等の援助に携わる者の研修に関する講師の手配・派遣、会場の借り上げ等の必要な支援を行う。	犯罪被害者等支援推進のための基盤整備	○ふくしま被害者支援センターに対し、相談・支援業務、広報活動業務、相談・支援研修業務を委託することにより、財政的援助を実施した。	○ふくしま被害者支援センターに対し、相談・支援業務、広報活動業務、相談・支援研修業務を委託することにより、財政的援助を実施している。 ○寄附型自動販売機の設置、署においてのホンデリングの呼びかけ等により、財政的援助に努めた。	○犯罪被害者等の援助を行う民間の団体への支援の充実 研修への講師派遣	警察本部	県民サービス課
48	民間支援団体における職員の育成支援【再掲】  犯罪被害者等の援助を行う民間の団体に対し、同団体が行う研修内容に関する助言や研修に対する講師派遣等の協力を行う。	犯罪被害者等支援推進のための基盤整備	○被害者支援活動員研修会に講師派遣し、被害者支援に関する教養を実施した（2回）。	○被害者支援センターでのインテーク会議において、教養や助言を実施した。	○コーディネーターとしての役割を果たせる民間支援活動員の養成への支援のため、研修への講師派遣を行う。	警察本部	県民サービス課
<b>施策の柱2 生活再建のための経済的支援   基本的施策7 日常生活の支援</b>							
49	性犯罪・性暴力被害者への面接、付添支援の実施  県、県教育委員会、県警、ふくしま被害者支援センター、県産婦人科医会の5者連携によるワンストップ支援センター「性暴力等被害者支援協力機関SACRAふくしま」において、性犯罪・性暴力被害者への面接支援や必要に応じて、病院や裁判所等への付き添いなどの直接支援を行う。	性暴力等被害者支援事業	○性暴力等被害者に関する相談・支援を行った。 ・電話・面接相談：697件 ・直接支援：45件 ・法的支援：7件 ・国の夜間休日コールセンターとの連携：75件 ○性暴力等被害者に関する心身回復支援を行った。 ・医療機関等の受診又はカウンセリング等に要する経費の一部を助成：55件	○性暴力等被害者に関する相談・支援を行った。 ・電話・面接相談：487件 ・直接支援：25件 ・法的支援：3件 ・国の夜間休日コールセンターとの連携：109件 ○性暴力等被害者に関する心身回復支援を行った。 ・医療機関等の受診又はカウンセリング等に要する経費の一部を助成：36件	1 性暴力等被害者に関する相談・支援を行う。 ○電話・面接相談 ○直接支援 2 性暴力等被害者に関する心身回復支援を行う。 ○医療機関等の受診又はカウンセリング等に要する経費の一部を助成	生活環境部	共生社会・女性活躍推進課



施策番号	施策名	事業名	令和5年度	令和6年度	令和7年度	担当部局等	担当課室
			取組結果	取組結果	取組予定		
50	市町村等と連携した支援制度の活用  犯罪被害者等が必要とする支援を早期に受けることができるよう、介護サービスや育児サービス等に関する情報共有など、市町村を始めとする関係機関との連携を一層強化する。	市町村犯罪被害者等支援強化事業	○市町村における犯罪被害者等支援の充実を図るため、県内方部別での市町村担当者説明会等を実施した。 ・県内7方部での市町村担当者説明会による情報の共有や市町村条例・見舞金等制度の整備支援を実施（令和5年5、6月） ・市町村担当者研修会による窓口対応を中心とした研修を実施（時期：令和5年11月16日、場所：郡山市及びオンライン、内容：自治体の役割について犯罪被害者等相談支援経験者からの講義やグループワークを実施、参加者：30名（25市町村）） ・犯罪被害者支援ハンドブックの時点修正を行い、男女共生課のホームページに掲載した（令和5年11月）。	○市町村における犯罪被害者等支援の充実を図るため、県内方部別での市町村担当者説明会等を実施した。 ・県内7方部での市町村担当者説明会による情報の共有や市町村条例・見舞金等制度の整備支援を実施（令和6年5、6月） ・市町村担当者研修会による窓口対応を中心とした研修を実施（令和6年11月6日、場所：郡山市及びオンライン、内容：「犯罪被害者遺族の視点から自治体の被害者支援に期待すること」等について講義を実施、参加者：29名（25市町村）） ・犯罪被害者支援ハンドブックの時点修正を行い、共生社会・女性活躍推進課のホームページに掲載した（令和6年8月）。	○市町村における犯罪被害者等支援の充実を図るため、犯罪被害者等支援に係る意識醸成とノウハウの積み上げを行うとともに、連携強化のための事業を実施する。 ・市町村条例や市町村施策一覧表の作成支援 ・市町村担当職員を対象にした研修会の開催 ・犯罪被害者支援ハンドブックの時点修正	生活環境部	共生社会・女性活躍推進課
		介護サービスクオリティアップ事業	○国のサーバーを使用し、県内の介護サービス事業者から報告を求め、内容を審査し、「介護サービス情報」を公表した。	○国のサーバーを使用し、県内の介護サービス事業者から報告を求め、内容を審査し、「介護サービス情報」を公表した。	○国のサーバーを使用し、県内の介護サービス事業者から報告を求め、内容を審査し、「介護サービス情報」を公表する。	保健福祉部	高齢福祉課
51	市町村の総合的対応窓口の機能強化に関する支援【再掲】  市町村の総合的対応窓口機能を強化するため、市町村条例の制定や市町村において利用可能な施策一覧表の作成を促進する。	市町村犯罪被害者等支援強化事業	○市町村における犯罪被害者等支援の充実を図るため、県内方部別での市町村担当者説明会等を実施した。 ・県内7方部での市町村担当者説明会による情報の共有や市町村条例・見舞金等制度の整備支援を実施（令和5年5、6月） ・市町村担当者研修会による窓口対応を中心とした研修を実施（時期：令和5年11月16日、場所：郡山市及びオンライン、内容：自治体の役割について犯罪被害者等相談支援経験者からの講義やグループワークを実施、参加者：30名（25市町村）） ・犯罪被害者支援ハンドブックの時点修正を行い、男女共生課のホームページに掲載した（令和5年11月）。	○市町村における犯罪被害者等支援の充実を図るため、県内方部別での市町村担当者説明会等を実施した。 ・県内7方部での市町村担当者説明会による情報の共有や市町村条例・見舞金等制度の整備支援を実施（令和6年5、6月） ・市町村担当者研修会による窓口対応を中心とした研修を実施（令和6年11月6日、場所：郡山市及びオンライン、内容：「犯罪被害者遺族の視点から自治体の被害者支援に期待すること」等について講義を実施、参加者：29名（25市町村）） ・犯罪被害者支援ハンドブックの時点修正を行い、共生社会・女性活躍推進課のホームページに掲載した（令和6年8月）。	○市町村における犯罪被害者等支援の充実を図るため、犯罪被害者等支援に係る意識醸成とノウハウの積み上げを行うとともに、連携強化のための事業を実施する。 ・市町村条例や市町村施策一覧表の作成支援	生活環境部	共生社会・女性活躍推進課
		市町村犯罪被害者等支援強化事業	○各種支援制度や相談窓口をまとめた「犯罪被害者支援ハンドブック」の時点修正を行い、男女共生課のホームページに掲載した（令和5年11月）。	○市町村における犯罪被害者等支援の充実を図るため、犯罪被害者等支援に係る意識醸成とノウハウの積み上げを行うとともに、連携強化のための事業を実施した。 ・犯罪被害者支援ハンドブックの時点修正（令和6年8月）	○市町村における犯罪被害者等支援の充実を図るため、犯罪被害者等支援に係る意識醸成とノウハウの積み上げを行うとともに、連携強化のための事業を実施する。 ・犯罪被害者支援ハンドブックの時点修正	生活環境部	共生社会・女性活躍推進課
52	犯罪被害者支援ハンドブックの改定・配布【再掲】  犯罪被害者等が必要とする情報（各種手続、支援制度、相談窓口等）を網羅した「犯罪被害者支援ハンドブック」を改定し、市町村や関係機関等へ配布することで、連携の強化及び支援の充実に努める。	市町村犯罪被害者等支援強化事業	○各市を除く46町村の住居のない生活困窮者であって、所得等が一定水準以下の者を対象に、一定期間、宿泊場所の供与や衣食の日常生活に必要な支援を提供するとともに、自立相談支援機関により就労支援等の支援を行った。 ・令和5年度実績：25件	○各市を除く46町村の住居のない生活困窮者であって、所得等が一定水準以下の者を対象に、一定期間、宿泊場所の供与や衣食の日常生活に必要な支援を提供するとともに、自立相談支援機関により就労支援等の支援を行う。 ・令和6年度実績：30件	○各市を除く46町村の住居のない生活困窮者であって、所得等が一定水準以下の者を対象に、一定期間、宿泊場所の供与や衣食の日常生活に必要な支援を提供するとともに、自立相談支援機関により就労支援等の支援を行う。	生活環境部	共生社会・女性活躍推進課
53	生活困窮者自立支援制度に基づく一時生活支援事業の実施  生活保護に至っていない生活困窮者に対する「第2のセーフティネット」を拡充し、包括的な支援体制を行うとともに、住居喪失者に対し一定期間、衣食住等の日常生活に必要な支援を提供する。	福島県一時生活支援事業	○各市を除く46町村の生活困窮者の自立に関する相談支援に関する業務について、委託して実施した。 ・委託先：社会福祉法人福島県社会福祉協議会 ・実施体制：県内5箇所※に生活自立サポートセンターを設置し支援員を25名配置して実施した（※①県北保健福祉事務所管内、②県中保健福祉事務所管内、③県南保健福祉事務所管内、④会津・南会津保健福祉事務所管内、⑤相双保健福祉事務所管内）。 ・令和5年度新規相談件数：613件（うち、プラン作成者：235件・自立相談支援による就労支援：114件）	○各市を除く46町村の生活困窮者の自立に関する相談支援に関する業務について、委託して実施した。 ・委託先：社会福祉法人福島県社会福祉協議会 ・実施体制：県内5箇所※に生活自立サポートセンターを設置し支援員を24名配置して実施する。（※①県北保健福祉事務所管内、②県中保健福祉事務所管内、③県南保健福祉事務所管内、④会津・南会津保健福祉事務所管内、⑤相双保健福祉事務所管内） ・令和6年度新規相談件数：617件（内プラン作成者：208件、自立相談支援による就労支援：108）	○各市を除く46町村の生活困窮者の自立に関する相談支援に関する業務について、委託して実施する。 ・委託先：社会福祉法人福島県社会福祉協議会 ・実施体制：県内5箇所※に生活自立サポートセンターを設置し支援員を24名配置して実施する。（※①県北保健福祉事務所管内、②県中保健福祉事務所管内、③県南保健福祉事務所管内、④会津・南会津保健福祉事務所管内、⑤相双保健福祉事務所管内）	保健福祉部	社会福祉課
54	生活困窮者自立相談支援機関による支援  現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある方に対し、生活困窮者自立相談支援機関において、関係機関との連携を図りながら、生活困窮者の自立促進を図る。	自立相談支援事業	○認知症高齢者、障がいのある方などが地域の中で安心して生活が送れるように、福祉サービスの利用手続の援助、日常的な金銭管理、書類等の預かりサービスを行った。 ・令和5年度実利用件数：701件	○認知症高齢者、障がいのある方などが地域の中で安心して生活が送れるように、福祉サービスの利用手続の援助、日常的な金銭管理、書類等の預かりサービスを行った。 ・令和6年度実利用件数：699件	○認知症高齢者、障がいのある方などが地域の中で安心して生活が送れるように、福祉サービスの利用手続の援助、日常的な金銭管理、書類等の預かりサービスを行う。 ・令和7年度実利用見込件数：751件	保健福祉部	社会福祉課
55	日常生活自立支援事業による支援  認知症高齢者、障がいのある方などが地域の中で安心して生活が送れるように、福祉サービスの利用手続の援助、日常的な金銭管理、書類等の預かりサービスを行う。	日常生活自立支援事業	○認知症高齢者、障がいのある方などが地域の中で安心して生活が送れるように、福祉サービスの利用手続の援助、日常的な金銭管理、書類等の預かりサービスを行った。 ・令和5年度実利用件数：701件	○認知症高齢者、障がいのある方などが地域の中で安心して生活が送れるように、福祉サービスの利用手続の援助、日常的な金銭管理、書類等の預かりサービスを行った。 ・令和6年度実利用件数：699件	○認知症高齢者、障がいのある方などが地域の中で安心して生活が送れるように、福祉サービスの利用手続の援助、日常的な金銭管理、書類等の預かりサービスを行う。 ・令和7年度実利用見込件数：751件	保健福祉部	社会福祉課
施策の柱2 生活再建のための経済的支援   基本的施策8 居住の安定							
56	県営住宅の優先入居  公営住宅の公募抽選における優先的選考等により、犯罪被害者等の居住の安定を図る。	県営住宅等の優先入居	○福島県県営住宅等条例第7条第4項に基づき、犯罪被害者等基本法第2条第2項に規定する犯罪被害者等については、優先入居の対象としている。	○福島県県営住宅等条例第7条第4項に基づき、犯罪被害者等基本法第2条第2項に規定する犯罪被害者等については、優先的に選考して入居予定者を定める。 ・R6優先入居枠：延べ122戸（母子・父子世帯等と同じ枠） ・R6応募者数：0件	○福島県県営住宅等条例第7条第4項に基づき、犯罪被害者等基本法第2条第2項に規定する犯罪被害者等については、優先的に選考して入居予定者を定める。	土木部	建築住宅課



施策番号	施策名	事業名	令和5年度	令和6年度	令和7年度	担当部局等	担当課室
			取組結果	取組結果	取組予定		
57	市町村公営住宅の入居等の取り組みの促進 犯罪被害者等に対する市町村の公営住宅における優先入居等の取組を促進する。	市町村犯罪被害者等支援強化事業	○市町村担当者説明会（令和5年5、6月）や日々の業務において、公営住宅の優先入居等の取組に係る情報共有を行い、取組を促進した。	○市町村担当者説明会（令和6年5、6月）や日々の業務において、公営住宅における優先入居等の取組に係る情報共有を行い、取組を促進した。	○市町村における犯罪被害者等支援の充実を図るため、犯罪被害者等支援に係る意識醸成とノウハウの積み上げを行うとともに、連携強化のための事業を実施する中で、市町村公営住宅における優先入居等の取組についても促進を図っていく。	生活環境部	共生社会・女性活躍推進課
58	転居費用助成金制度の創設及び運用 自宅又はその付近で犯罪被害を受け、従前の住居に住むことが困難となった場合に、市町村と連携して犯罪被害者等が新たな住居に転居するための費用を助成する。	犯罪被害者等見舞金等支給事業補助金	○犯罪被害者等見舞金及び転居費用助成金を市町村と一体となって支給する体制を整えた。 ・補助先：市町村 ・補助額（定額）：10万円 ・令和5年度：申請なし ・制度導入市町村：32市町村（詳細は資料2のとおり）	○犯罪被害者等見舞金及び転居費用助成金を市町村と一体となって支給する体制を整えた。 ・補助先：市町村 ・補助額（定額）：10万円 ・令和6年度実績なし ・制度導入市町村：49市町村（詳細は資料2のとおり）	○犯罪被害者等見舞金及び転居費用助成金を市町村と一体となって支給する。 ・補助先 市町村 ・補助額（定額） 10万円	生活環境部	共生社会・女性活躍推進課
59	生活困窮者自立支援制度に基づく住居確保支援 離職等により経済的に困窮し、住居を喪失した方又は住居喪失のおそれのある方からの申請に対し、審査の上、住居確保支援として、再就職のために住居の確保が必要な者に対し、就職活動を支えるための家賃費用を有期で給付する。	住居確保給付金事業	○各市を除く46町村の離職により住居を失った又はその恐れが高い生活困窮者であって、所得等が一定水準以下の者を対象に、県6保健福祉事務所管内において有期で住居確保給付金を給付した。 ・令和5年度実績：5世帯	○各市を除く46町村の離職により住居を失った又はその恐れが高い生活困窮者であって、所得等が一定水準以下の者を対象に、県6保健福祉事務所管内において有期で住居確保給付金を給付する。求職要件等あり。 ・支給額/月（生活保護法に基づく住宅扶助の限度額内） ・支給期間：原則3ヶ月（最長9ヶ月） ・令和6年度実績：5世帯	○各市を除く46町村の離職等により住居を失った又はその恐れが高い生活困窮者であって、所得等が一定水準以下の者を対象に、県6保健福祉事務所管内において有期で住居確保給付金を給付する。求職要件等あり（家賃補助）。 ○要件に該当し家計改善支援の必要性が認められる場合は転居費用相当分の住宅確保給付金を給付する（転居費用補助）。こちらは求職要件なし。 【住居確保給付金（家賃補助）】 ・支給額/月（生活保護法に基づく住宅扶助の限度額内） ・支給期間：原則3ヶ月（最長9ヶ月）	保健福祉部	社会福祉課
60	居住支援法人による賃貸住宅への入居支援 県が指定する居住支援法人により、犯罪被害者等の住宅確保要配慮者の賃貸住宅への円滑な入居の促進に関する情報の提供、相談その他の援助を行う。	住宅セーフティネット制度	○住宅相談や住まい探し等の入居支援、家賃債務保証、安否確認、残存家財の処分等の生活支援などを行う居住支援法人の活動状況を確認した。また、2法人を新たに指定したほか、新規指定の相談を3件受け付けた。	○住宅相談や住まい探し等の入居支援、家賃債務保証、安否確認、残存家財の処分等の生活支援などを行う居住支援法人の活動状況を確認した。また、新たに2法人を指定した。	○住宅相談や住まい探し等の入居支援、家賃債務保証、安否確認、残存家財の処分等の生活支援などを行う居住支援法人の指定と活用を促進する。	土木部	建築住宅課
<b>施策の柱2 生活再建のための経済的支援   基本的施策9 雇用の安定</b>							
61	事業主等の理解の増進 犯罪被害者等が置かれている状況等について事業者等の理解が深まるよう、事業者向けリーフレットの作成・配布、企業・団体に講師を派遣して開催するミニ講演会、犯罪被害者等支援に関する県内巡回パネル展示による啓発を行う。また、犯罪等による被害を理由とした不利益な取扱いや二次被害の防止について配慮を要請し、雇用の安定を図る。	犯罪被害者等支援普及啓発事業	○犯罪被害者等を社会全体で支えるという意識の醸成を図るため、県民への条例等の普及啓発活動を行った。 ・犯罪被害者支援に関する講演会及びパネル展の開催（1回目：令和5年10月18日・白河市、2回目：令和5年10月25日・いわき市 合計26名参加） ・条例普及啓発用リーフレットを増刷し、各市町村や関係機関へ配布（事業者向け2,000部）	○犯罪被害者等を社会全体で支えるという意識の醸成を図るため、県民への条例等の普及啓発活動を行った。 ・犯罪被害者支援に関する講演会の開催（令和6年11月郡山市及び会津若松市で実施し、計38名参加） ・犯罪被害者支援パネル展の開催 ・条例普及啓発用リーフレットの増刷（事業者向け2,000部）	○犯罪被害者等を社会全体で支えるという意識の醸成を図るため、県民への条例等の普及啓発活動を行う。 ・犯罪被害者支援に関する講演会の開催 ・犯罪被害者支援パネル展の開催 ・条例普及啓発用リーフレットの増刷（事業者向け2,000部）	生活環境部	共生社会・女性活躍推進課
		普及・啓発	○福島県犯罪被害者等支援条例リーフについて県内での配架や振興局への配付等により周知した。	○リーフレット等の配布等により県内企業へ普及・啓発を図った。	○リーフレット等の配布等により県内企業へ普及・啓発を図る。	商工労働部	雇用労政課
62	生活困窮者自立支援制度における支援等 生活困窮者自立支援法に基づき、県が委託により設置する自立相談支援窓口就労支援を行い、生活困窮者の自立を図る。また、就労準備支援事業・就労訓練事業、生活保護受給者等就労自立促進事業などの福祉的支援制度を活用し、個々の実情に応じて、適切に就職及び就労定着を図る。同様に、市との連携により、市部における自立支援制度についても活用を図る。	福島県就労準備支援事業	○各市を除く46町村の就労必要な実践的な知識・技能等が不足している、生活リズムが崩れている、社会との関わりに不安を抱えている、就労意欲が低下している等の生活困窮者を対象に、以下の支援を実施した。 ・委託先：社会福祉法人福島県社会福祉協議会 ・実施体制：支援員1名を配置し、主に県中・県南地域を中心に支援を実施。他地域のニーズ把握にも努める。1年を超えない期間としている。 ・実施内容：①日常生活自立に関する支援、②社会生活自立に関する支援、③就労自立に関する支援など ・令和5年度実績：3件	○各市を除く46町村の就労必要な実践的な知識・技能等が不足している、生活リズムが崩れている、社会との関わりに不安を抱えている、就労意欲が低下している等の生活困窮者を対象に、以下の支援を実施する。 ・委託先：社会福祉法人福島県社会福祉協議会 ・実施体制：支援員1名を配置し、主に県中・県南地域を中心に支援を実施。他地域のニーズ把握にも努める。1年を超えない期間としている。 ・実施内容：①日常生活自立に関する支援、②社会生活自立に関する支援、③就労自立に関する支援など ・令和5年度実績：2件	○各市を除く46町村の就労必要な実践的な知識・技能等が不足している、生活リズムが崩れている、社会との関わりに不安を抱えている、就労意欲が低下している等の生活困窮者を対象に、以下の支援を実施する。 ・委託先：社会福祉法人福島県社会福祉協議会 ・実施体制：支援員1名を配置し、主に県中・県南地域を中心に支援を実施。他地域のニーズ把握にも努める。1年を超えない期間としている。 ・実施内容：①日常生活自立に関する支援、②社会生活自立に関する支援、③就労自立に関する支援など	保健福祉部	社会福祉課
63	高等職業訓練促進給付金等事業の実施 ひとり親の就職に有利であり、かつ生活の安定に資する資格取得を促進するため、当該資格取得に係る養成訓練を受講する期間について、高等職業訓練促進給付金等を支給した（受給者6名）。	母子家庭等自立支援総合対策事業	○母子家庭の母及び父子家庭の父の就職の際に有利で、かつ生活の安定に資する資格の取得を促進するため、当該資格取得に係る養成訓練を受講する期間について、高等職業訓練促進給付金等を支給した（受給者6名）。	○母子家庭の母及び父子家庭の父の就職の際に有利で、かつ生活の安定に資する資格の取得を促進するため、当該資格取得に係る養成訓練を受講する期間について、高等職業訓練促進給付金等を支給した（新規：4名、継続：4名）。	○母子家庭の母及び父子家庭の父の就職の際に有利で、かつ生活の安定に資する資格の取得を促進するため、当該資格取得に係る養成訓練を受講する期間について、高等職業訓練促進給付金等を支給する（見込：新規10名、継続5名）。	こども未来局	児童家庭課
64	自立支援教育訓練給付金事業の実施 ひとり親の就職に有利になるよう、厚生労働大臣の指定する「指定教育訓練講座」を受講し、修了した場合に受講費用の一部を助成する。	母子家庭等自立支援総合対策事業	○母子家庭の母及び父子家庭の父が、予め指定した教育訓練給付講座を受講し、修了した場合に、受講費用の80～100%に相当する額を支給した（受給者1名）。	○母子家庭の母及び父子家庭の父が、予め指定した教育訓練給付講座を受講し、修了した場合に、受講費用の60%に相当する額を支給した（実績：2名）。	○母子家庭の母及び父子家庭の父が、予め指定した教育訓練給付講座を受講し、修了した場合に、受講費用の60%に相当する額を支給する（見込：6名）。	こども未来局	児童家庭課



施策番号	施策名	事業名	令和5年度	令和6年度	令和7年度	担当部局等	担当課室
			取組結果	取組結果	取組予定		
65	ひとり親家庭の就業等に関する相談への対応【再掲】 各保健福祉事務所において、母子・父子自立支援員がひとり親家庭の相談に応じ、自立に向けた支援を行う。また、福島県母子家庭等就業・自立支援センターにおいて、就業相談、求人情報の提供、就業支援セミナー等を実施する。	ひとり親家庭相談事業 母子家庭等就業・自立支援事業	○各保健福祉事務所に母子・父子自立支援員を配置した（自立支援員13名）。 ○ひとり親家庭の状況、職業能力の適性などに配慮しながらの就業相談事業や求人情報の提供、就業支援講習会、自立支援プログラムの策定を行った（求職相談件数：1,269件、求人情報件数：219件、セミナー動画：2部・6回作成、プログラム策定数：76件）。	○各保健福祉事務所に母子・父子自立支援員を配置した（自立支援員：14名）。 ○ひとり親家庭の状況、職業能力の適性などに配慮しながらの就業相談事業や求人情報の提供、就業支援講習会、自立支援プログラムの策定を行った（求人情報提供件数：632件、就業支援講習会：1回、プログラム策定件数：89件）。	○各保健福祉事務所に母子・父子自立支援員を配置する（自立支援員15名）。 ○ひとり親家庭の状況、職業能力の適性などに配慮しながらの就業相談事業や求人情報の提供、就業支援講習会、自立支援プログラムの策定を行う（求人情報提供件数220件、就業支援講習会1回、プログラム策定件数80件以上）。	こども未来局	児童家庭課
66	ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業の実施 「高等職業訓練促進給付金」を活用して養成機関に在学し、就職に有利な資格取得を目指すひとり親に対し、入学準備金と就職準備金の貸付を行う。	母子家庭等自立支援総合対策事業	○高等職業訓練促進給付金を活用して養成機関に在学し、就職に有利な資格取得を目指すひとり親家庭の親を対象に、入学準備金及び就職準備金の貸付を行う社会福祉法人等に貸付実績額の1/10を補助した。	○高等職業訓練促進給付金を活用して養成機関に在学し、就職に有利な資格取得を目指すひとり親家庭の親を対象に、入学準備金及び就職準備金の貸付を行う社会福祉法人等に貸付実績額の1/10を補助した。	○高等職業訓練促進給付金を活用して養成機関に在学し、就職に有利な資格取得を目指すひとり親家庭の親を対象に、入学準備金及び就職準備金の貸付を行う社会福祉法人等に貸付実績額の1/10を補助する。	こども未来局	児童家庭課
67	個々の実情に応じた就職相談・職業紹介 ハローワーク等と連携し、県就職相談窓口において、若者・女性・中高年齢者・障がい者等の個々の実情に応じた就職相談・職業紹介を実施する。	ふるさと福島就職情報センター運営事業	○福島市と東京に相談窓口を設置し、首都圏大学等との連携を強化しながら、きめ細かい就職相談や職業紹介を実施した。	○福島市と東京に相談窓口を設置し、首都圏大学等との連携を強化しながら、きめ細かい就職相談や職業紹介を実施した。 ・利用者：2,259人 ・心理カウンセリング：25人	○福島市と東京に相談窓口を設置し、首都圏大学等との連携を強化しながら、きめ細かい就職相談や職業紹介を実施する。	商工労働部	雇用労政課
68	障がい者就職面接会の開催を通じた就労促進 福島労働局主催により県内各地で開催される障がい者就職面接会において、障がい者雇用を促進する。	障がい者就職面接会	○福島労働局が県内各方部に協力し、障がい者の雇用の促進を図った。	○福島労働局が県内各方部に協力し、障がい者の雇用の促進を図った。	○福島労働局が県内各方部に協力し、障がい者の雇用の促進を図る。	商工労働部	雇用労政課
69	障がい者雇用推進企業等登録制度の活用 県が随意契約により物品等を調達する場合、登録企業を優先的に扱うことにより、積極的な障がい者雇用を促進する。	障がい者雇用推進企業等からの物品調達優遇制度	○障がい者雇用推進企業の物品調達に係る入札（見積）参加機会を増大することにより優遇し、障がい者雇用の促進を図った。	○障がい者雇用推進企業の物品調達に係る入札（見積）参加機会を増大することにより優遇し、障がい者雇用の促進を図った。	○障がい者雇用推進企業の物品調達に係る入札（見積）参加機会を増大することにより優遇し、障がい者雇用の促進を図る。	商工労働部	雇用労政課
70	離職者の就労に向けた職業訓練の実施 離職者等求職者の早期就職を支援するため、ハローワークや高齢・障害・求職者雇用支援機構等と連携を図りながら離職者等再就職訓練事業を実施する。	離職者等再就職訓練事業	○再就職に向けて新たなスキル等を必要とする求職者に対して、職業訓練を実施し、再就職の促進を図った。 ・R5年度実績人数：1,705人	○再就職に向けて新たなスキル等を必要とする求職者に対して、職業訓練を実施し、再就職の促進を図った。 ・R6年度実施人数：1,610人	○再就職に向けて新たなスキル等を必要とする求職者に対して、職業訓練を実施し、再就職の促進に資する。 ・R7年度計画人数：1,503人	商工労働部	産業人材育成課
71	被害回復のための休暇制度の周知 犯罪等の被害に遭った労働者が被害を回復するための休暇制度について、県内の企業や労働者に対して周知を図る。	普及・啓発	○福島県犯罪被害者等支援条例リーフについて県庁内での配架や振興局への配付等により周知した。	○リーフレット等の配布等により県内企業へ普及・啓発を図った。	○リーフレット等の配布等により県内企業へ普及・啓発を図る。	商工労働部	雇用労政課
72	労働相談への対応【再掲】 労働に関するトラブルについて、労働者や使用者が気軽に相談できるよう労働相談を実施する。	労働相談への対応	○労働に関するトラブルについて、労働者や使用者から電話・メール・来庁等により労働相談を実施した。 ・令和5年度相談実件数：655件	○労働に関するトラブルについて、労働者や使用者から電話やメール、来庁等により労働相談を実施した。 ・令和6年度相談実件数：624件	○労働に関するトラブルについて、労働者や使用者が気軽に相談できる労働相談を実施する。	労働委員会事務局	審査調整課
73	個別労働紛争解決制度の周知 労働に関する労働者と事業主との紛争解決を図る個別労働紛争調整制度について、県民へ周知する。	個別労働紛争解決制度の周知	○労働に関する労働者と事業主との紛争解決を図る個別労働紛争調整制度について、チラシ等を用いた周知を実施した（県内各市町村を始めとする関係機関、団体に合計で約7,000部を送付し、配布・掲示等の依頼を行った。）。	○労働に関する労働者と使用者との紛争解決を図る個別的労使関係調整制度について、ホームページやX（旧Twitter）などのweb媒体のほか、チラシを用いた周知を実施した。	○労働に関する労働者と使用者との紛争解決を図る個別的労使関係調整制度について、県民へ周知する。	労働委員会事務局	審査調整課
<b>施策の柱2 生活再建のための経済的支援   基本的施策10 経済的負担の軽減</b>							
74	犯罪被害給付制度の運用 様々な機会や媒体を利用し、犯罪被害給付制度の周知を図るとともに、制度の対象となり得る犯罪被害者等に対しては、犯罪被害給付制度に関する権利や手続きについて十分な説明を行い、事案の内容に即した迅速な裁定に努める。	精神的被害の回復への支援及び経済的負担の軽減に資する支援	○部内業務指導等の機会を活用し、犯罪被害給付制度の確実な教示について指導するとともに、各種報告書等により対象事案を把握し、教示漏れの防止を図った。また、対象となり得る事案を早期に把握し、申請から給付までの裁定計画の策定や事案検討により迅速的確な支給を行った。	○犯罪被害給付制度の確実な教示について指導するとともに、各種報告書等により対象事案を把握し、教示漏れの防止を図った。 ○対象となり得る事案を早期に把握し、申請から給付までの裁定計画の策定や事案検討により迅速的確な支給を行った。	○被害者等に対する犯罪被害給付制度の確実な教示と早期裁定	警察本部	県民サービス課
75	性犯罪被害者の医療費公費負担制度の運用 性犯罪被害者の緊急避妊、人工妊娠中絶、初診料、性感染症等の検査費用等の医療費を公費で負担する。	精神的被害の回復への支援及び経済的負担の軽減に資する支援	○性犯罪被害者に対する各種公費負担制度について「被害者の手引」により確実に教示するとともに適正な運用を図った。	○性犯罪被害者に対し、公費負担制度について確実に教示するとともに、適正な運用を図った。	○公費負担制度の適正運用 ・緊急避妊、人工妊娠中絶、初診料、性感染症等の検査費用等の公費負担制度について、被害者に対する確実な教示と活用を図る。	警察本部	県民サービス課



施策番号	施策名	事業名	令和5年度	令和6年度	令和7年度	担当部局等	担当課室
			取組結果	取組結果	取組予定		
76	性犯罪・性暴力被害者の医療費公費負担制度の運用 県、県教育委員会、県警、ふくしま被害者支援センター、県産婦人科医会の5者連携によるワンストップ支援センター「性暴力等被害救援協力機関SACRAふくしま」において、警察を介さない性犯罪・性暴力被害の相談者に対して、緊急避妊、人工妊娠中絶、初診料、性感染症等の検査費用等の医療費を公費で負担する。	性暴力等被害者支援事業	○医療機関等の受診又はカウンセリング等に要する経費の一部助成を行い、性暴力等被害者に関する心身回復支援を行った（助成件数 55件）。	○医療機関等の受診又はカウンセリング等に要する経費の一部助成を行い、性暴力等被害者に関する心身回復支援を行った（助成件数：36件）	○医療機関等の受診又はカウンセリング等に要する経費の一部助成を行い、性暴力等被害者に関する心身回復支援を行う。	生活環境部	共生社会・女性活躍推進課
77	犯罪被害者等見舞金制度の創設及び運用 犯罪被害者の遺族や重傷病を負った犯罪被害者に、市町村と連携して見舞金を支給し、被害直後から強いられる様々な経済的負担の軽減を図る。	犯罪被害者等見舞金等支給事業補助金	○犯罪被害者等見舞金及び転居費用助成金を市町村と一体となって支給する体制を整えた。 ・補助先：市町村 ・補助額（定額）：遺族見舞金 30万円/重傷病見舞金 15万円 ・令和5年度：申請なし ・制度導入市町村：33市町村（詳細は資料2のとおり）	○犯罪被害者等見舞金及び転居費用助成金を市町村と一体となって支給する体制を整えた。 ・補助先：市町村 ・補助額（定額）：遺族見舞金 30万円/重傷病見舞金 15万円 ・令和6年度実績：遺族見舞金 1件/重症病見舞金 6件 ・制度導入市町村：50市町村（詳細は資料2のとおり）	○犯罪被害者等見舞金及び転居費用助成金を市町村と一体となって支給する。 ・補助先：市町村 ・補助額（定額）：遺族見舞金 30万円/重傷病見舞金 15万円	生活環境部	共生社会・女性活躍推進課
78	転居費用助成金等の創設及び運用【再掲】 自宅又はその付近で犯罪被害を受け、従前の住居に住むことが困難となった場合に、市町村と連携して犯罪被害者等が新たな住居に転居するための費用を助成する。	犯罪被害者等見舞金等支給事業補助金	○犯罪被害者等見舞金及び転居費用助成金を市町村と一体となって支給する体制を整えた。 ・補助先：市町村 ・補助額（定額）：10万円 ・令和5年度：申請なし ・制度導入市町村：32市町村（詳細は資料2のとおり）	○犯罪被害者等見舞金及び転居費用助成金を市町村と一体となって支給する体制を整えた。 ・補助先：市町村 ・補助額（定額）：10万円 ・令和6年度実績なし ・制度導入市町村：49市町村（詳細は資料2のとおり）	○犯罪被害者等見舞金及び転居費用助成金を市町村と一体となって支給する。 ・補助先：市町村 ・補助額（定額）：10万円	生活環境部	共生社会・女性活躍推進課
79	被害の早期回復・軽減に向けた支援 犯罪被害者等に対して様々な経済的支援制度に関する情報を被害の状況に応じて整理し、総合的に提供するなど、被害の早期回復・軽減を図る。	犯罪被害者等支援体制整備事業	○県総合的対応窓口（※）を運用し、相談内容に応じ関係機関への橋渡しなどを行った（3件）。 ※平成18年11月に男女共生課に設置 ○犯罪被害者支援ハンドブックの更新を行い、男女共生課のホームページに掲載した（令和5年11月）。	○県総合的対応窓口（※）を運用し、相談内容に応じ関係機関への橋渡しなどを行った（3件）。 ※平成18年11月に男女共生課（現 共生社会・女性活躍推進課）に設置 ○犯罪被害者支援ハンドブックの更新を行い、共生社会・女性活躍推進課のホームページに掲載した（令和6年8月）。	○犯罪被害者等からの相談に対し、ワンストップで対応できる体制を整備し、県の総合的対応窓口による行政サービスのワンストップ提供の中で経済的支援制度についても情報の提供を行う。	生活環境部	共生社会・女性活躍推進課
80	交通遺児奨学金の支給 父母等が交通事故により死亡又は重度の後遺障害を受けた交通遺児等に対し、奨学金の支給などを行う。	公益財団法人福島県交通遺児奨学金協会による交通遺児への支援	○小・中学生及び高校生に対し毎年7月に奨学金を支給した。 ○小・中学校入学予定者及び中学・高校卒業予定者に対し毎年3月に奨学金を支給した。	○小・中学生及び高校生に対し7月に奨学金を支給した。 ○小・中学校入学予定者及び中学・高校卒業予定者に対し3月に奨学金を支給した。	○小・中学生及び高校生に対し毎年7月に奨学金を支給する。 ○小・中学校入学予定者及び中学・高校卒業予定者に対し毎年3月に奨学金を支給する。	生活環境部	生活交通課
81	生活福祉資金の貸付 他の貸付制度が利用できない、低所得世帯、障がい者世帯、高齢者世帯などを対象に、必要な資金の貸付と併せて相談・支援を行うことにより、経済的自立と生活の安定を図る。	生活福祉資金貸付事業	○他の貸付制度が利用できない、低所得世帯、障がい者世帯、高齢者世帯などを対象に、必要な資金の貸付と併せて相談・支援を行うことにより、経済的自立と生活の安定を図った。 ・貸付決定件数（コロナ特例貸付は令和4年度に終了）：総合支援資金7件/福祉資金125件	○他の貸付制度が利用できない、低所得世帯、障がい者世帯、高齢者世帯などを対象に、必要な資金の貸付と併せて相談・支援を行うことにより、経済的自立と生活の安定を図った。 ・貸付決定件数：総合支援資金：2件、福祉資金：140件	○他の貸付制度が利用できない、低所得世帯、障がい者世帯、高齢者世帯などを対象に、必要な資金の貸付と併せて相談・支援を行うことにより、経済的自立と生活の安定を図る。	保健福祉部	社会福祉課
82	母子父子寡婦福祉資金貸付金による支援 ひとり親家庭の経済的負担の軽減を図るため、ひとり親家庭の児童が高校、短大、大学等へ進学する場合に必要な資金の貸与を行う。	貸付金	○ひとり親家庭の経済的負担の軽減を図るため、ひとり親家庭の児童が高校、短大、大学等へ進学する場合に必要な資金の貸与を行った（貸付件数：35件）。	○ひとり親家庭の経済的負担の軽減を図るため、ひとり親家庭の児童が高校、短大、大学等へ進学する場合に必要な資金の貸与を行った（修学資金：23件、就学支度資金：4件）。	○ひとり親家庭の経済的負担の軽減を図るため、ひとり親家庭の児童が高校、短大、大学等へ進学する場合に必要な資金の貸与を行う。	こども未来局	児童家庭課
83	県営住宅の優先入居【再掲】 公営住宅の公募抽選における優先的選考等により、犯罪被害者等の居住の安定を図る。	県営住宅等の優先入居	○福島県県営住宅等条例第7条第4項に基づき、犯罪被害者等基本法第2条第2項に規定する犯罪被害者等については、優先入居の対象としている。	○福島県県営住宅等条例第7条第4項に基づき、犯罪被害者等基本法第2条第2項に規定する犯罪被害者等については、優先的に選考して入居予定者を定める。 ・R6優先入居枠：延べ122戸（母子・父子世帯等と同じ枠） ・R6応募者数：0件	○福島県県営住宅等条例第7条第4項に基づき、犯罪被害者等基本法第2条第2項に規定する犯罪被害者等については、優先的に選考して入居予定者を定める。	土木部	建築住宅課
84	市町村公営住宅の入居等の取組の促進【再掲】 犯罪被害者等に対する市町村の公営住宅における優先入居等の取組を促進する。	市町村犯罪被害者等支援強化事業	○市町村担当者説明会（令和5年5、6月）や日々の業務において、公営住宅の優先入居等の取組に係る情報共有を行い、取組を促進した。	○市町村担当者説明会（令和6年5、6月）や日々の業務において、公営住宅における優先入居等の取組に係る情報共有を行い、取組を促進した。	○市町村における犯罪被害者等支援の充実を図るため、犯罪被害者等支援に係る意識醸成とノウハウの積み上げを行うとともに、連携強化のための事業を実施する中で、市町村公営住宅における優先入居等の取組についても促進を図っていく。	生活環境部	共生社会・女性活躍推進課



施策番号	施策名	事業名	令和5年度	令和6年度	令和7年度	担当部局等	担当課室		
			取組結果	取組結果	取組予定				
85	高校生等への修学支援 家庭の経済状況にかかわらず、全ての意思ある高校生等が安心して教育を受けることができるよう、授業料に充てる高等学校等就学支援金の支給を始めとする各種支援策を通じて、家庭の経済的負担の軽減を図る。	就学支援金	○年収約910万円未満の世帯（590万円未満の世帯には加算額あり）に対し授業料を補助した。 対象者数 事業費 ・高等学校 : 9,998人 2,642,417千円 ・専修学校等 : 542人 176,460千円	○年収約910万円未満の世帯（590万円未満の世帯には加算額あり）に対し授業料を補助した。 対象者数 事業費 ・高等学校 : 11,081人 2,507,871千円 ・専修学校等 : 616人 178,518千円	○年収約910万円未満の世帯（590万円未満の世帯には加算額あり）に対し授業料を補助する。 対象者数 事業費 ・高等学校 : 9,983人 2,741,251千円 ・専修学校等 : 598人 191,625千円	総務部	私学・法人課		
		低所得者等に対する支援	○被生活保護世帯や家計急変世帯等の授業料を免除した学校に、当該免除額を補助した。 対象者数 事業費 ・小学校 : 2人 456千円 ・中学校 : 0人 0千円 ・高等学校 : 308人 15,684千円 ・専修学校等 : 123人 7,596千円	○被生活保護世帯や家計急変世帯等の授業料又は入学金を免除した学校に、当該免除額を補助した。 対象者数 事業費 ・小学校 : 0人 0千円 ・中学校 : 0人 0千円 ・高等学校 : 283人 14,058千円 ・専修学校等 : 129人 7,786千円	○被生活保護世帯や家計急変世帯等の授業料又は入学金を免除した学校に、当該免除額を補助する。 対象者数 事業費 ・小学校 : 2人 570千円 ・中学校 : 2人 644千円 ・高等学校 : 459人 23,232千円 ・専修学校等 : 138人 8,874千円				
		中所得者層に対する支援	○年収約590万円以上620万円未満の世帯の授業料を免除した学校に、当該免除額を補助した。 対象者数 事業費 ・高等学校 : 736人 54,755千円 ・専修学校等 : 30人 2,179千円	○年収約590万円以上620万円未満の世帯の授業料を免除した学校に、当該免除額を補助した。 対象者数 事業費 ・高等学校 : 635人 45,626千円 ・専修学校等 : 22人 1,733千円	○年収約590万円以上620万円未満の世帯の授業料を免除した学校に、当該免除額を補助する。 対象者数 事業費 ・高等学校 : 431人 59,737千円 ・専修学校等 : 22人 3,049千円				
		高校等奨学資金給付事業	○低所得世帯の高校生等に対して授業料以外の教育費負担を軽減した。	○低所得世帯の高校生等に対して授業料以外の教育費負担を軽減した。	○低所得世帯の高校生等に対して授業料以外の教育費負担を軽減する。			教育庁	高校教育課
		高校等奨学資金貸付金	○能力があるにもかかわらず、経済的理由から修学困難と認められる生徒に対して貸与した。	○能力があるにもかかわらず、経済的理由から修学困難と認められる生徒に対して貸与した。	○能力があるにもかかわらず、経済的理由から修学困難と認められる生徒に対して貸与する。			教育庁	高校教育課
86	診断書料等の公費負担 一定の身体犯や性犯罪、ひき逃げ事件の被害に遭い、けがをされた方に対して、診断書料等を公費で負担する。	精神的被害の回復への支援及び経済的負担の軽減に資する支援	○対象事案の被害者に対し、各種公費負担制度について「被害者の手引」により確実に教示するとともに適正な運用を図った。	○対象事案の被害者に対し、公費負担制度について確実に教示するとともに、適正な運用を図った。	○公費負担制度の適正運用 ・診断書料等の公費負担制度について、被害者等に対する確実な教示と活用を図る。	警察本部	県民サービス課		
87	カウンセリング費用の公費負担 一定の身体犯や性犯罪、ひき逃げ事件の被害者等の精神的被害の早期回復のため、カウンセリング費用を公費で負担する。	精神的被害の回復への支援及び経済的負担の軽減に資する支援	○カウンセリング費用の公費負担制度について「被害者の手引」により確実に教示するとともに適正な運用を図った。	○カウンセリング費用の公費負担制度について、対象者に確実に教示するとともに、適正な運用を図った。	○公費負担制度の適正運用 ・カウンセリング費用の公費負担制度について、被害者等に対する確実な教示と活用を図る。	警察本部	県民サービス課		
88	死体検案書料の公費負担 犯罪を立証するために必要な死体検案書料を公費で負担する。	精神的被害の回復への支援及び経済的負担の軽減に資する支援	○対象事案の遺族等に対し、死体検案書料の公費負担制度について確実に教示するとともに適正な運用を図った。	○対象事案の遺族等に対し、公費負担制度について確実に教示するとともに、適正に運用できるよう発生に備えた体制を維持した。	○公費負担制度の適正運用 ・死体検案書料の公費負担制度について、遺族等に対する確実な教示と活用を図る。	警察本部	県民サービス課		
89	遺体搬送に関する公費負担 犯罪被害に遭われて亡くなられた方のご遺族に対して、司法解剖後のご遺体を搬送する費用の一定部分を公費で負担する。	精神的被害の回復への支援及び経済的負担の軽減に資する支援	○対象事案の遺族等に対し、司法解剖遺体の公費搬送等公費負担制度について確実に教示するとともに適正な運用を図った。	○制度について、対象者に確実に教示するとともに、適正に運用できるよう発生に備えた体制を維持した。	○公費負担制度の適正運用 ・遺体搬送費の公費負担制度について、遺族等に対する確実な教示と活用を図る。	警察本部	県民サービス課		
90	被害直後における居住場所の確保 犯罪被害により自宅での居住が困難となった場合等に犯罪被害者等が利用できる緊急避難場所の確保に要する経費及び自宅が犯罪行為の現場となった場合におけるハウスクリーニングに要する経費の公費負担制度を積極的に運用する。	精神的被害の回復への支援及び経済的負担の軽減に資する支援	○一時避難場所の確保、ハウスクリーニング費用の公費負担制度について「被害者の手引」により確実に教示するとともに適正な運用を図った。	○一時避難場所の確保、ハウスクリーニング費用の公費負担制度についてにより確実に教示するとともに、適正に運用できるよう発生に備えた体制を維持した。	○公費負担制度の適正運用 ・一時避難場所の確保、ハウスクリーニング費用の公費負担制度について、被害者等に対する確実な教示と活用を図る。	警察本部	県民サービス課		
91	公益財団法人犯罪被害救援基金との連携 犯罪被害給付制度等の公的制度による救済の対象とならない犯罪被害者で、個別の事情に照らし特別の救済が必要と認められるものについては、公益財団法人犯罪被害救援基金と連携し、同基金が行う支援金支給事業による救済に努める。	精神的被害の回復への支援及び経済的負担の軽減に資する支援	○犯罪被害給付制度の手続等を通じて、支援金支給対象者の把握に努め、申請手続に関する教示及び申請に係る情報提供を推進した。	○犯罪被害給付制度の手続等を通じて、支援金支給対象者の把握に努め、申請手続に関する教示及び申請に係る情報提供を推進した。	○公益財団法人犯罪被害救援基金との連携 ・パンフレット等活用による広報活動の実施	警察本部	県民サービス課		
92	海外における犯罪被害者等に対する経済的支援 国外犯罪被害弔慰金等支給制度について、各種広報媒体を活用して周知するとともに、対象事案の把握及び把握した事案の犯罪被害者等への教示を徹底し、その適切な運用に努める。	精神的被害の回復への支援及び経済的負担の軽減に資する支援	○担当窓口である県民サービス課にパンフレットを備え付けているほか、県警ホームページに当該制度の概要を紹介している警察庁ホームページをリンクさせ周知を図った。対象事案の取り扱いはない。	○担当窓口である県民サービス課にパンフレットを備え付けているほか、県警ホームページに当該制度の概要を紹介している警察庁ホームページをリンクさせ周知を図った。対象事案の取り扱いはない。	○被害者等に対する制度の確実な教示と早期裁定等適正な運用の推進	警察本部	県民サービス課		



施策番号	施策名	事業名	令和5年度	令和6年度	令和7年度	担当部局等	担当課室
			取組結果	取組結果	取組予定		
93	法律相談に関する支援 県、県教育委員会、県警、ふくしま被害者支援センター、県産婦人科医会の5者連携によるワンストップ支援センター「性暴力等被害救済協力機関SACRAふくしま」において、弁護士による法律相談を必要とする性犯罪・性暴力被害者に対し、その相談にかかる費用を支援する。	性暴力等被害者支援事業	○弁護士による法律相談を必要とする性犯罪・性暴力被害者に対し、弁護士への初回相談費用を支援した（支援件数7件）。	○弁護士による法律相談を必要とする性犯罪・性暴力被害者に対し、弁護士への初回相談費用を支援した（7件）。	○弁護士による法律相談を必要とする性犯罪・性暴力被害者に対し、弁護士への初回相談費用を支援する。	生活環境部	共生社会・女性活躍推進課
94	日本弁護士会連合会の法律援助事業についての情報提供 日本弁護士会連合会の法律援助事業について周知を図る。	犯罪被害者等支援に関する県ウェブページの充実	○犯罪被害者等の支援に関するウェブページについて、管理・運用を行うとともに、情報の提供を行った。	○犯罪被害者等の支援に関するウェブページについて、管理・運営を行うとともに、情報の提供を行った。	○犯罪被害者等の支援に関するウェブページにおいて、当該法律援助事業の周知や情報の提供を行う。	生活環境部	共生社会・女性活躍推進課
95	日本司法支援センター（法テラス）民事法律扶助制度に係る情報提供 日本司法支援センター（法テラス）の民事法律扶助制度について周知を図る。	犯罪被害者等支援に関する県ウェブページの充実	○犯罪被害者等の支援に関するウェブページについて、管理・運用を行うとともに、情報の提供を行った。	○犯罪被害者等の支援に関するウェブページについて、管理・運営を行うとともに、情報の提供を行った。	○犯罪被害者等の支援に関するウェブページにおいて、当該法律扶助制度の周知や情報の提供を行う。	生活環境部	共生社会・女性活躍推進課
<b>施策の柱3 精神的・身体的被害の回復・被害の防止   基本的施策11 心身に受けた影響からの回復支援</b>							
96	犯罪被害者等に対するカウンセリングの充実 公認心理師、臨床心理士等の資格を有する部内カウンセラーの効果的運用に努めるほか、カウンセリング技能を有する警察職員に対し、専門的な研修を実施することにより、その技術・能力の向上に努め、当該職員を積極的に活用し、犯罪被害者等に対するカウンセリングを実施する。	精神的被害の回復への支援及び経済的負担の軽減に資する支援 犯罪被害者支援事業（部内カウンセラー研修費等）	○犯罪被害者等の要望に応じた適切なカウンセリングを実施した。 ○学会及び警察庁開催の研修に参加し技術・能力の向上を図った。	○犯罪被害者等の要望に応じた適切なカウンセリングを実施した。 ○学会及び警察庁開催の研修に参加し技術・能力の向上を図った。	○犯罪被害者等に対するカウンセリングの充実 ○部内カウンセラーに対する専門的研修の実施 ・学会等参加による部内カウンセラーの技能向上	警察本部	県民サービス課
97	カウンセリング費用の公費負担【再掲】 一定の身体犯や性犯罪、ひき逃げ事件の被害者等の精神的被害の早期回復のため、カウンセリング費用を公費で負担する。	精神的被害の回復への支援及び経済的負担の軽減に資する支援	○カウンセリング費用の公費負担制度について「被害者の手引」により確実に教示するとともに適正な運用を図った。	○カウンセリング費用の公費負担制度について、対象者に確実に教示するとともに、適正な運用を図った。	○公費負担制度の適正運用 ・カウンセリング費用の公費負担制度について、被害者等に対する確実な教示と活用を図る。	警察本部	県民サービス課
98	性犯罪・性暴力被害者のカウンセリング費用の公費負担 県、県教育委員会、県警、ふくしま被害者支援センター、県産婦人科医会の5者連携によるワンストップ支援センター「性暴力等被害救済協力機関SACRAふくしま」において、性犯罪・性暴力被害者の精神的被害の回復のため、カウンセリング費用を公費で負担する。	性暴力等被害者支援事業	○性暴力等被害者に関する心身回復支援において、医療機関等の受診又はカウンセリング等に要する経費の一部助成を行った（助成件数：55件）。	○性暴力等被害者に関する心身回復支援において、医療機関等の受診又はカウンセリング等に要する経費の一部助成を行った（助成件数：36件）。	○性暴力等被害者に関する心身回復支援において、医療機関等の受診又はカウンセリング等に要する経費の一部助成を行う。	生活環境部	共生社会・女性活躍推進課
99	心のケアに関する相談への対応 精神保健福祉センターや保健所において県民の心の健康や精神疾患に関する相談や支援を行う。	精神訪問指導事業	○精神保健福祉センターや保健所において随時、保健師等による精神保健福祉相談を実施。 ・相談対応件数：10,284件	○精神保健福祉センターや保健所において随時、保健師等による精神保健福祉相談を実施した。 ・相談対応件数：8,289件	○精神保健福祉センターや保健所において随時、保健師等による精神保健福祉相談を実施。	保健福祉部	障がい福祉課
100	自助グループの活動についての情報提供【再掲】 犯罪被害者等早期援助団体との連携を図りながら、犯罪被害者等の要望を踏まえ、自助グループの活動について情報提供を行う。	犯罪被害者等支援推進のための基盤整備	○犯罪被害者等に対して「被害者の手引」を活用し、自助グループ活動について適時適切な情報提供を行った。	○犯罪被害者等に対して「被害者の手引」を活用し、自助グループ活動について適時適切な情報提供を行った。	○（公社）ふくしま被害者支援センターとの連携による自助グループの活動について情報提供の実施	警察本部	県民サービス課
101	高次脳機能障がい者への支援体制の整備 高次脳機能障がい者に対する専門的な相談支援、関係機関との地域支援ネットワークの充実を図るとともに、障がいに関する研修等を行い、適切な支援が提供される支援体制を整備する。	高次脳機能障がい支援体制整備事業	○高次脳機能障がいに関する支援を6圏域の支援拠点において実施した。 ・相談件数：直接相談416件、間接相談229件 ・県全体研修会（ハイブリッド）：1回開催（R6.3.23 74名参加） ・支援会議：2回開催（R5.8.23 / R6.2.6） ・コーディネーター会議：2回開催（R5.8.23/R6.2.6）	○高次脳機能障がいに関する支援を6圏域の支援拠点において実施した。 ○研修会について、県全体研修会を1回開催した。会議について、支援会議及びコーディネーター会議を各2回開催した。 ○各支援拠点においては、相談支援、サロンの開催、普及啓発を実施した。 ・直接相談：329件、間接相談：255件	○高次脳機能障がいに関する支援を6圏域の支援拠点において実施する。 ○研修会について、県全体研修会1回、支援養成研修（基礎、実践）を各1回開催する。会議について、支援会議及びコーディネーター会議を各2回開催する。 ○各支援拠点においては、相談支援、サロンの開催、普及啓発を実施する。	保健福祉部	障がい福祉課
102	妊娠に関する相談への対応【再掲】 予期しない妊娠や、女性のからだに関する相談窓口として「女性のミカタ健康サポートコール」を開設し、心やからだの悩みに保健師が対応を行う。	女性のミカタ健康サポートコール等事業	○各保健福祉事務所の専用電話にて、合計84件の相談に対応した。 ・主な相談内容（重複回答可）：不妊・不育47件、思春期10件、妊娠・避妊9件、メンタル4件、更年期4件、性感染症2件、その他9件	○各保健事務所の専用電話にて、合計243件の相談に対応した。 ・主な相談内容（重複回答可）：不妊・不育212件、思春期1件、妊娠・避妊7件、メンタル1件、更年期1件、性感染症0件、その他21件	○身近な方に相談しにくい不妊治療や不育症治療、人工妊娠中絶等、妊娠に関する悩みや女性特有の健康に関して専用回線を保健福祉事務所に設置し、個別相談を電話・来所等により、随時受け付ける。	こども未来局	子育て支援課



施策番号	施策名	事業名	令和5年度	令和6年度	令和7年度	担当部局等	担当課室
			取組結果	取組結果	取組予定		
103	自立支援医療（精神通院医療）制度の運用 PTSD等の精神疾患により継続的な通院が必要になった場合、医療費の負担を軽減するため、通院にかかる医療費の一部を公費で負担する。	自立支援医療費（精神）	○障害者総合支援法に基づき、精神障がい者の通院医療費自己負担分の一部を公費負担し、精神障がい者の適正医療の普及を図った。 ・自立支援医療受給者証交付数：31,402件	○障害者総合支援法に基づき、精神障がい者の通院医療費自己負担分の一部を公費負担し、精神障がい者の適正医療の普及を図った。 ・件数：35,958件	○障害者総合支援法に基づき、精神障がい者の通院医療費自己負担分の一部を公費負担し、精神障がい者の適正医療の普及を図る。	保健福祉部	障がい福祉課
104	里親制度の運用 児童福祉法に基づき、家庭で生活できなくなった子どもたちが、家族の一員として愛情をもって心身の成長を支える里親のもとで生活できるよう、支援を行う。	里親総合対策事業	○子どもにとって適切な養育環境で安心して自分をゆだねられる養育者により、一人一人の個別的な状況が十分に考慮されながら養育されることが重要であり、家庭で生活できない子どもを家庭に迎え入れ、愛情を持って養育する里親制度の振興と充実を図った。	○子どもにとって適切な養育環境で安心して自分をゆだねられる養育者により、一人一人の個別的な状況が十分に考慮されながら養育されることが重要であり、家庭での養育が困難な子どもを迎え入れ、愛情を持って家族として養育する里親制度の振興と充実を図った。	○子どもにとって適切な養育環境で安心して自分をゆだねられる養育者により、一人一人の個別的な状況が十分に考慮されながら養育されることが重要であり、家庭での養育が困難な子どもを迎え入れ、愛情を持って家族として養育する里親制度の振興と充実を図る。	こども未来局	児童家庭課
105	ひとり親家庭等の医療費助成制度 ひとり親家庭等の生活の安定と自立の促進に寄与するため、その医療費の一部を助成する。	ひとり親家庭医療費助成事業	○ひとり親家庭等の生活の安定と自立の促進に寄与するため、その医療費の一部を助成した。	ひとり親家庭の生活の安定と自立の促進に寄与するため、その医療費の一部を助成した。 ・助成額：156,595千円	○ひとり親家庭の生活の安定と自立の促進に寄与するため、その医療費の一部を助成する。	こども未来局	児童家庭課
106	スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの活用【再掲】 児童生徒の問題行動及び不登校等の対応に向けて、スクールカウンセラーを小・中学校、高校に配置・派遣するとともに、学校等の要請に応じ、スクールソーシャルワーカーを配置・派遣するなど教育相談体制の充実を努める。また、研修等を通じ、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの犯罪被害者等支援に関する理解促進を図っていく。	スクールカウンセラー派遣事業 スクールソーシャルワーカー派遣事業	○県内の小・中・義務教育学校、県立学校に166人のスクールカウンセラーを配置し、児童生徒の教育相談を行った。 ○県内7つの教育事務所に22名、31の委託市町村教育委員会に35名、のべ57名のスクールソーシャルワーカーを配置し、課題を抱えた児童生徒の支援を行った。	○県内の小・中・義務教育学校、県立学校に161人のスクールカウンセラーを配置し、児童生徒の教育相談を行った。 ○県内7つの教育事務所に22名、31の委託市町村教育委員会に34名、のべ56名のスクールソーシャルワーカーを配置し、課題を抱えた児童生徒の支援を行った。	○県内の小・中・義務教育学校、県立学校に170人のスクールカウンセラーを配置し、児童生徒の教育相談を行う。 ○県内7つの教育事務所に21名、31の委託市町村教育委員会に33名、のべ54名のスクールソーシャルワーカーを配置し、課題を抱えた児童生徒の支援を行う。	教育庁	義務教育課 高校教育課
<b>施策の柱3 精神的・身体的被害の回復・被害の防止   基本的施策12 安全の確保</b>							
107	DV被害者や被虐待児童等の一時保護 DV被害者や同伴する児童、被虐待児童等の安全を確保するため、一時保護所等と連携し、速やかに保護を行う。	女性のための相談支援センター入所者扶助費（小事業：一時保護所・婦人保護施設入所者扶助費）	○要保護女子及びDV被害女性等が一時保護所及び婦人保護施設へ入所した場合に、保護した女性及び同伴児の一般生活費等を支弁した。	○要支援女性及びDV被害女性等が一時保護所及び女性自立支援施設へ入所した場合に、保護した女性及び同伴児の一般生活費等を支弁した。	○要支援女性及びDV被害女性等が一時保護所及び女性自立支援施設へ入所した場合に、保護した女性及び同伴児の一般生活費等を支弁する。	こども未来局	児童家庭課
108	DV防止対策に関する取組 「福島県ドメスティック・バイオレンス対策連携会議」の構成機関が有機的に連携し、協力を図りながら、DV防止と被害者の保護・自立支援に当たる。	配偶者暴力相談支援センターネットワーク事業（小事業：福島県DV対策連携会議開催事業）	○女性の人権侵害防止と被害者救済の観点から、特に深刻で緊急な救済を要するDVについて、民間・警察・行政など関係諸機関が連携し、予防、通報、相談、保護及び自立支援等について総合的な対応を図るため、福島県ドメスティックバイオレンス対策連携会議を開催した。	○女性の人権侵害防止と被害者救済の観点から、特に深刻で緊急な救済を要するDVについて、民間・警察・行政など関係諸機関が連携し、予防、通報、相談、保護及び自立支援等について総合的な対応を図るため、福島県ドメスティックバイオレンス対策連携会議を開催した。	○女性の人権侵害防止と被害者救済の観点から、特に深刻で緊急な救済を要するDVについて、民間・警察・行政など関係諸機関が連携し、予防、通報、相談、保護及び自立支援等について総合的な対応を図るため、福島県ドメスティックバイオレンス対策連携会議を開催する。	こども未来局	児童家庭課
109	児童虐待の防止、早期発見・早期対応のための取組 児童虐待通告を受理した場合、原則として48時間以内に子どもの安全確認を行う。また、市町村要保護児童対策協議会を活用し、関係機関と情報共有・連携し対応する。	虐待から子どもを守る総合対策推進事業（小事業：市町村虐待対応強化支援事業、学校等との連携強化事業）	○市町村が子どもとその家族に対し適切な支援を行うことができるよう、市町村要保護児童対策地域協議会の効果的な運営を支援するとともに、相談援助技術の向上を図った。 ○教職員及び保育従事者等に対する虐待防止や実際の対応等に関する研修等を行うことで、連携強化を図った。	○市町村が子どもとその家族に対し適切な支援を行うことができるよう、市町村要保護児童対策地域協議会の効果的な運営を支援するとともに、相談援助技術の向上を図った。 ○教職員及び保育従事者等に対する虐待防止や実際の対応等に関する研修等を行うことで、連携強化を図った。	○市町村が子どもとその家族に対し適切な支援を行うことができるよう、市町村要保護児童対策地域協議会の効果的な運営を支援するとともに、相談援助技術の向上を図る。 ○教職員及び保育従事者等に対する虐待防止や実際の対応等に関する研修等を行うことで、連携強化を図る。	こども未来局	児童家庭課
110	児童虐待の防止、早期発見・早期対応のための取組 学校の教職員は、児童虐待を発見しやすい立場にあることから、児童虐待の早期発見に努めるとともに、児童虐待を受けたと思われる児童生徒を発見した場合は、速やかに児童相談所等に通告する。	児童虐待等への対応協議	○生徒指導担当指導主事研究協議会（年間2回）において、生徒指導上の事故報告とその対応及び生徒指導上の喫緊の課題への対応等について共有、協議した。	○生徒指導担当指導主事研究協議会（年間2回）において、生徒指導上の事故報告とその対応及び生徒指導上の喫緊の課題への対応等について共有、協議した。	○生徒指導担当指導主事研究協議会（年間2回）において、生徒指導上の事故報告とその対応及び生徒指導上の喫緊の課題への対応等について共有、協議する。	教育庁	義務教育課
111	児童虐待の防止、早期発見・早期対応のための取組 県などの関係機関との児童虐待に関する情報共有を図りながら、児童虐待の防止及び早期発見等を徹底し、児童の安全確認及び安全確保を最優先とした各種活動を推進する。	犯罪被害者等の安全の確保	○教養資料を発出するなどし、児童虐待の早期発見・早期対応を推進するとともに、チェック票に基づき現場における確認漏れの絶無を図った。 ○県内4つの児童相談所に警察官及び警察官08を配置し連携強化を図った。	○教養資料を発出するなどし、児童虐待の早期発見・早期対応を推進するとともに、チェック票に基づき現場における確認漏れの絶無を図った。 ○県内4つの児童相談所に警察官及び警察官08を配置し連携強化を図った。	○児童虐待の防止及び早期発見・早期対応のための教育訓練 ○関係機関との連携強化による情報共有の徹底	警察本部	少年女性安全対策課



施策番号	施策名	事業名	令和5年度	令和6年度	令和7年度	担当部局等	担当課室
			取組結果	取組結果	取組予定		
112	被害直後における居住場所の確保 犯罪被害により自宅での居住が困難となった場合等に犯罪被害者等が利用できる緊急避難場所の確保に要する経費公費負担制度を積極的に運用する。	精神的被害の回復への支援及び経済的負担の軽減に資する支援	○一時避難場所の確保費用の公費負担制度について「被害者の手引」により確実に教示するとともに適正な運用を図った。	○一時避難場所の確保費用の公費負担制度について「被害者の手引」により確実に教示するとともに、対象事案があった場合に適正に運用できるよう予算を獲得し、発生に備えた体制を維持した。	○公費負担制度の適正運用 ・緊急避難場所の確保に関する公費負担制度について、被害者等に対する適切な教示と活用を図る。	警察本部	県民サービス課
113	子どもを対象とする暴力的性犯罪の再犯防止 13歳未満の子どもを被害者とした強制わいせつ等の暴力的性犯罪で服役して出所した者の再犯防止を図るため、関係機関から情報提供を受け、定期的な所在確認を実施する。	犯罪被害者等の安全の確保	○対象者と面談等を行い、更生に向けた支援活動を実施するとともに、保護観察所と連携して社会復帰に向けた支援を実施し、再犯防止措置と更生に向けた支援の両立を図った。	○対象者と面談等を行い、更生に向けた支援活動を実施するとともに、保護観察所と連携して社会復帰に向けた支援を実施し、再犯防止措置と更生に向けた支援の両立を図った。	○子供を対象とする暴力的性犯罪の再犯防止 ・関係機関との連携による再犯防止活動の推進	警察本部	少年女性安全対策課
114	地域警察官による被害者訪問・連絡活動 犯罪被害者等の心情に十分配慮して、被害回復、被害拡大防止等に関する情報の提供、防犯指導、犯罪被害者等からの警察に対する要望、相談の聴取を行うなど、地域警察官による犯罪被害者等への訪問・連絡活動を効果的に推進する。	相談・捜査の過程における犯罪被害者等への配慮及び情報提供	○犯罪被害者等の希望確認を確実に実施し、訪問・連絡を希望する場合には地域警察官による訪問・連絡活動を行った。	○犯罪被害者等の希望確認を確実に実施し、訪問・連絡を希望する場合には地域警察官による訪問・連絡活動を行った。	○地域警察官による被害者連絡活動の実施	警察本部	地域企画課
<b>施策の柱4 県民の理解の増進と配慮   基本的施策13 保護、捜査、公判等の過程における配慮等</b>							
115	刑事手続等に関する情報の提供の充実【再掲】 刑事に関する手続、少年保護事件の手続、警察その他の犯罪被害者等支援に関係する機関・団体による犯罪被害者等の保護・支援のための制度等について分かりやすく取りまとめた「被害者の手引」やパンフレット等を作成し、内容の充実を図るとともに、配布方法等の工夫も含め、犯罪被害者等への早期提供に努める。	相談・捜査の過程における犯罪被害者等への配慮及び情報提供 犯罪被害者等支援事業（新被害者の手引）	○犯罪被害者等に対して「被害者の手引」を活用し、各種支援施策や刑事手続等の流れについて適時適切な情報提供を行った。 ・「被害者の手引」を作成・印刷し、各警察署等へ配置した（200部）。	○「被害者の手引」の内容を見直し作成・印刷し、各警察署へ配置した（250部）。 ○犯罪被害者等に対して「被害者の手引」を活用し、各種支援施策や刑事手続等の流れについて適時適切な情報提供を行った。	○刑事に関する手続等に関する情報提供の充実 ○被害者の手引作成・印刷（200部）	警察本部	県民サービス課 少年女性安全対策課 地域企画課 刑事総務課 捜査第一課 交通指導課 外事課
116	警察における被害者支援に携わる職員に対する研修の充実【再掲】 犯罪被害者支援に従事する職員に対し、様々な機会を活用して犯罪被害者支援の意義や対応、関係機関との連携等についての研修を実施する。	犯罪被害者等支援推進のための基盤整備	○警察学校等における教養等の機会に犯罪被害者等支援に関する教養等を実施した（9回）。	○警察学校等における教養等の機会に犯罪被害者等支援に関する教養等を実施した（8回）。 ○被害者支援要員対象の研修を実施した（2回）。	○研修の充実 ・犯罪被害者等の心情を理解するための教養の推進	警察本部	県民サービス課 教養課 生活安全企画課 少年女性安全対策課 刑事総務課 捜査第一課
117	被害児童からの事情聴取における配慮 児童を被害者とする事案への対応において、被害児童の負担軽減等のため、事情聴取において、関係機関と連携し、被害児童に配慮した取組を推進する。	スクールカウンセラー派遣事業 スクールソーシャルワーカー派遣事業	○県内の小・中・義務教育学校、県立学校に166人のスクールカウンセラーを配置し、児童生徒の教育相談を行った。 ○県内7つの教育事務所に22名、31の委託市町村教育委員会に35名、のべ57名のスクールソーシャルワーカーを配置し、課題を抱えた児童生徒の支援を行った。	○県内の小・中・義務教育学校、県立学校に161人のスクールカウンセラーを配置し、児童生徒の教育相談を行った。 ○県内7つの教育事務所に22名、31の委託市町村教育委員会に34名、のべ56名のスクールソーシャルワーカーを配置し、課題を抱えた児童生徒の支援を行った。	○県内の小・中・義務教育学校、県立学校に170人のスクールカウンセラーを配置し、児童生徒の教育相談を行う。 ○県内7つの教育事務所に21名、31の委託市町村教育委員会に33名、のべ54名のスクールソーシャルワーカーを配置し、課題を抱えた児童生徒の支援を行う。	教育庁	義務教育課 高校教育課
		相談・捜査の過程における犯罪被害者等への配慮及び情報提供	○警察、検察庁及び児童相談所の担当者による司法面接実施に向けた連絡会議を開催するとともに、該当事案認知時には、二次被害防止のため代表者による聴取の実施等について調整した。	○警察、検察庁及び児童相談所の担当者連絡会を開催し、司法面接の円滑、積極的な実施に向け各機関の役割分担等を再確認するとともに、該当事案認知時には、二次被害防止のため代表者による聴取の実施等について調整した。	○関係機関と連携する等、被害児童に配慮した事情聴取の実施	警察本部	少年女性安全対策課 刑事総務課 捜査第一課
118	性犯罪被害相談の適切な対応【再掲】 性犯罪被害相談については、相談者が希望する性別の職員が対応するなど、適切な対応を推進する。	相談・捜査の過程における犯罪被害者等への配慮及び情報提供	○事件主管課や支援担当課と緊密に連携し、対応者の性別等犯罪被害者等の心情に配慮した対応を実施した。	○事件主管課や支援担当課と緊密に連携し、対応者の性別等犯罪被害者等の心情に配慮した対応を実施した。	○性犯罪被害相談の適切な対応 ・犯罪被害者等の心情を理解するための教養の推進	警察本部	県民サービス課 少年女性安全対策課 地域企画課 刑事総務課 捜査第一課
119	性犯罪捜査を担当する職員等の研修 性犯罪の捜査及び性犯罪被害者の支援に従事する職員に対し、専門的な知見を有する講師を招いて講義を行うなど、性犯罪被害者の心情に配慮した対応を強化する。	犯罪被害者等支援推進のための基盤整備	○性犯罪捜査専科において、被害者の心情に配慮した性犯罪捜査要領について教養を実施した。	○性犯罪捜査専科において、被害者の心情に配慮した性犯罪捜査要領やロールプレイング形式による被害者対応等、実践的な研修を実施し、実務能力の向上を図った。	○研修の充実 ・犯罪被害者等の心情を理解するための教養の推進	警察本部	捜査第一課



施策番号	施策名	事業名	令和5年度	令和6年度	令和7年度	担当部局等	担当課室
			取組結果	取組結果	取組予定		
120	警察における犯罪被害者等のための施設の改善 犯罪被害者等からの事情聴取を行う相談室や被害者支援用車両の活用を図るとともに、犯罪被害者等の心情に配慮した照明や内装に改善するなど、犯罪被害者等のための施設等の改善を図る。	犯罪被害者等支援推進のための基盤整備	○業務指導等の際、相談室の整理整頓及び被害者支援用車両の適正な活用を図るよう指導した。 ○機会を捉えた犯罪被害者等のための施設等の改善 ・駐在所の改築の際、新たに相談室を設置した。	○業務指導等の際、相談室の整理整頓及び被害者支援用車両の適正な活用を図るよう指導した。 ○駐在所の改築の際、新たに相談室を設置した。	○犯罪被害者等のための施設改善 ・相談室や被害者支援用車両の活用 ・機会を捉えた犯罪被害者等のための施設等の改善	警察本部	県民サービス課 施設設備課
121	適正かつ緻密な交通事故事件捜査の推進等 適正かつ緻密な交通事故事件捜査を推進するとともに、交通事故被害者の心情に配慮した取組を行い、交通事故被害者の負担軽減を図る。	相談・捜査の過程における犯罪被害者等への配慮及び情報提供	○重大事故等において、指導的立場にある職員が事故現場に臨場して指揮・指導するとともに、客観的な資料を基に科学的観点から適正捜査を実施した。 ○被害者連絡調整官を指定し、正確な捜査状況の説明をする等交通事故事件捜査と被害者支援を同時並行・連動させて行った。	○重大事故等において、指導的立場にある職員が事故現場に臨場して指揮・指導するとともに、客観的な資料を基に科学的観点から適正捜査を実施した。 ○被害者連絡調整官を指定し、正確な捜査状況の説明をする等交通事故事件捜査と被害者支援を同時並行・連動させて行った。	○適正かつ緻密な交通事故事件捜査の一層の推進	警察本部	交通指導課
<b>施策の柱4 県民の理解の増進と配慮   基本的施策14 県民の理解の増進</b>							
122	「犯罪被害者週間」に合わせた集中的な啓発事業の実施 市町村等関係機関と連携し、「犯罪被害者週間（11月25日～12月1日）」に合わせた広報啓発活動を実施し、犯罪被害者等支援への理解の増進を図る。	「犯罪被害者週間」に合わせた集中的な啓発事業  県民の理解の増進 犯罪被害者支援事業（支援の輪を広げるつどい）	○県警察及びふくしま被害者支援センターとの共催により「支援の輪を広げるつどい」を開催し、交通事故被害者御遺族による基調講演、被害者支援パネル展等を実施した（令和6年11月27日、福島市、約360名）。 ○犯罪被害者週間に合わせ、県庁内においてパネル展示を行った。  ○ホームページに犯罪被害者週間（11月25日～12月1日）について掲載するとともに、各警察署において、被害者支援キャンペーンを実施した。 ○県及びふくしま被害者支援センターとの共催により「支援の輪を広げるつどい」を開催し、交通事故被害者御遺族による基調講演、被害者支援パネル展等を実施した（令和6年11月27日、福島市、約360名）。	○県警察及びふくしま被害者支援センターとの共催により「支援の輪を広げるつどい」を開催し、被害者遺族による基調講演等を実施した（令和6年11月16日、福島市、約650名）。 ○犯罪被害者週間に合わせ、県庁内においてパネル展示を行った。  ○ホームページに犯罪被害者週間（11月25日～12月1日）について掲載するとともに、ラジオ放送やポスターの掲示等により広報を実施した。 ○県警音楽隊演奏会におけるパネル展の実施や、被害者支援センターと合同で街頭広報活動を実施した。	○県警、被害者支援センターとの共催により「支援の輪を広げるつどい」を開催し、社会全体で犯罪被害者を支える機運を醸成する。  ○犯罪被害者週間（11月25日～12月1日）に合わせた集中的な広報啓発活動の実施 ○支援の輪を広げるつどいの開催（11月8日）	生活環境部	共生社会・女性活躍推進課
123	各種広報媒体を活用した広報啓発活動の実施 犯罪被害者等の置かれた状況やそれを踏まえた施策実施の重要性、犯罪被害者の援助を行う団体の意義・活動等について、様々な広報媒体を通じて広報するとともに各種講演会等の広報啓発活動を推進する。また、広報啓発用のリーフレットの作成、県内巡回パネル展示、企業への講師の派遣、ウェブサイトでの犯罪被害者支援施策の掲載等により、犯罪被害者支援施策を広く社会に知らせるとともに、犯罪被害者支援に関する県民の理解増進に努める。	犯罪被害者等支援普及啓発事業  県民の理解の増進	○犯罪被害者等を社会全体で支えるという意識の醸成を図るため、県民への条例等の普及啓発活動を行った。 ・犯罪被害者支援に関する講演会及びパネル展の開催（1回目：令和5年10月18日・白河市、2回目：令和5年10月25日・いわき市 合計26名参加） ・条例普及啓発用リーフレットを増刷し、各市町村や関係機関へ配布（県民向け2,000部） ・県民向けパンフレットを作成し、各市町村や関係機関へ配布（10,000部）  ○犯罪被害者等の置かれた状況や支援の重要性等について、ホームページ、県警YouTube、ラジオ放送等各種媒体による広報啓発活動を実施した。 ○各種合や講習会等において、被害者等の手記の朗読や被害者支援施策の紹介を行う「被害者に優しい地域づくりミニ講座」を実施した（190回、8,559名）。	○犯罪被害者等を社会全体で支えるという意識の醸成を図るため、県民への条例等の普及啓発活動を行った。 ・犯罪被害者支援に関する講演会の開催（令和6年11月郡山市及び会津若松市で実施し、計38名参加） ・犯罪被害者支援パネル展の開催 ・条例普及啓発用リーフレットの増刷（県民向け2,000部）  ○犯罪被害者等の置かれた状況や支援の重要性等について、ホームページ、ラジオ放送等各種媒体による広報啓発活動を実施した。 ○各被害者支援地区ネットワーク総会等において、被害者支援施策やふくしま被害者支援センターの活動等に関する広報を実施した。	○犯罪被害者等を社会全体で支えるという意識の醸成を図るため、県民への条例等の普及啓発活動を行う。 ・犯罪被害者支援に関する講演会の開催 ・犯罪被害者支援パネル展の開催 ・条例普及啓発用リーフレットの増刷（県民向け2,000部）  ○各種広報媒体を活用した犯罪被害者等施策に関する広報啓発活動の実施	生活環境部	共生社会・女性活躍推進課
124	女性に対する暴力をなくす運動 夫・パートナーからの暴力、性犯罪、ストーカー行為等、女性に対する暴力は、女性の人権を侵害するものであり、毎年11月12日～25日を「女性に対する暴力をなくす運動」の期間として、国、地方公共団体、女性団体、その他関係機関が協力・連携し、女性に対する暴力を根絶するための意識啓発に取り組む。	女性に対する暴力をなくす運動の周知	○内閣府作成のチラシ・リーフレットの関係機関への配布及びポスター掲示等を行った。 ○ホームページ及びTwitterにより広報を行った。	○内閣府作成のチラシ・リーフレットの関係機関への配布及びポスター掲示等を行った。 ○ホームページ等により広報を行った。	○内閣府作成のチラシ・リーフレットの関係機関への配布及びポスター掲示等を行う。	生活環境部	共生社会・女性活躍推進課
125	交通安全運動期間における各種広報・啓発事業の実施 各季における交通安全運動期間において、各種広報・啓発事業を実施し、県民の交通安全意識の醸成に努める。	各季の交通安全運動期間における各種広報・啓発事業	○各季の交通安全運動に合わせ、啓発イベントを実施した。 ○各季の交通安全運動期間に交通事故防止を呼びかけるリーフレットを合計96,000部作成し、市町村や交通安全関係団体等に配布した。	○各季の交通安全運動に合わせ、啓発イベントを実施する。 ○各季の交通安全運動期間に交通事故防止を呼びかけるリーフレットを合計94,000部作成し、市町村や交通安全関係団体等に配布した。	○各季の交通安全運動に合わせ、啓発イベントを実施する。 ○各季の交通安全運動期間に交通事故防止を呼びかけるリーフレットを合計92,000部作成し、市町村や交通安全関係団体等に配布する。	生活環境部	生活交通課
126	児童虐待防止推進月間における取組 毎年11月の国における「児童虐待防止推進月間」に呼応し、児童虐待防止のための広報啓発活動を実施し、県民の理解を深める。	虐待から子どもを守る総合対策推進事業（小事業：児童虐待防止普及啓発事業）	○オレンジリボン運動の啓発グッズ等を市町村等へ配付し、各地域での普及啓発時に活用した。	○オレンジリボン運動の啓発グッズ等を市町村等へ配付し、各地域での普及啓発時に活用した。	○オレンジリボン運動の啓発グッズ等を市町村等へ配付し、各地域での普及啓発時に活用する。	こども未来局	児童家庭課



施策番号	施策名	事業名	令和5年度	令和6年度	令和7年度	担当部局等	担当課室
			取組結果	取組結果	取組予定		
127	中高生等に対する被害者支援の啓発 中学生、高校生等に対して、学校等と連携し、被害者遺族等による講演を行うことで、生徒たちが生死を見つめ、被害者支援はもとより、命の大切さを理解し、ひいては社会規範の修得及び自尊意識の高揚に取り組む。	道徳教育総合支援事業	○児童生徒に「命の大切さ」「家族や地域の絆」「思いやり」「郷土を愛する心」等を育み、多様性を尊重し温かな人間関係を築く、家庭や地域社会等との連携を図った道徳教育の充実を図った。 ○県内7校（小学校3校、中学校3校、高校1校）を道徳教育推進校として指定し、実践研究を行った。	○児童生徒に「命の大切さ」「家族や地域の絆」「思いやり」「郷土を愛する心」等を育み、多様性を尊重し温かな人間関係を築く、家庭や地域社会等との連携を図った道徳教育の充実を図った。 ○県内5校（小学校2校、中学校2校、高校1校）を道徳教育推進校として指定し、実践研究を行った。	○児童生徒に「命の大切さ」「家族や地域の絆」「思いやり」「郷土を愛する心」等を育み、多様性を尊重し温かな人間関係を築く、家庭や地域社会等との連携を図った道徳教育の充実を図る。 ○県内5校（小学校2校、中学校2校、高校1校）を道徳教育推進校として指定し、実践研究を行う。	教育庁	義務教育課 高校教育課
		県民の理解の増進 犯罪被害者支援事業（命の大切さを学ぶ授業）	○人格形成に重要な時期を迎えている中学生・高校生に対し、被害者遺族等による講演を行い、命の大切さを考えてもらうとともに、被害者支援に対する理解を深めてもらうため「命の大切さを学ぶ授業」を実施した（中学校：15校・2,132名、高校：8校・1,260名）。	○人格形成に重要な時期を迎えている中学生・高校生に対し、被害者遺族等による講演を行い、命の大切さを考えてもらうとともに、被害者支援に対する理解を深めてもらうため「命の大切さを学ぶ授業」を実施した（中学校：15校・2,382名、高校：6校・2,030名）。	○「命の大切さを学ぶ授業」の実施	警察本部	県民サービス課
128	学校における犯罪被害者等の人権問題も含めた人権教育の推進 各学校で普段から基本的な人権に配慮した指導をより一層行うよう学校訪問や生徒指導関係の会議で指導・助言に努める。	人権教育開発事業	○推進地域における学校、家庭、地域社会が一体となった人権教育の取組を11月に公開した。学校関係者、学識経験者、保護者、地域住民等67名が参加し、授業を基に協議を行った。さらに、推進地域において人権教育啓発のリーフレットを200部作成し、参加者等に配布した。 ○県人権教育推進協議会を11月に開催した。指導主事や学校関係者、学識経験者など15名が参加し、各地区の取組を共有するとともに、本県の人権教育を推進するために必要な協議を行った。	○推進地域における学校、家庭、地域社会が一体となった人権教育の取組を11月に公開した。学校関係者、学識経験者、保護者、地域住民等89名が参加し、授業を基に協議を行った。 ○県人権教育推進協議会を11月に開催した。指導主事や学校関係者、学識経験者など13名が参加し、各地区の取組を共有するとともに、本県の人権教育を推進するために必要な協議を行った。	○推進地域における学校、家庭、地域社会が一体となった人権教育の取組を11月に公開する。学校関係者、学識経験者、保護者、地域住民等が参加し、授業を基に協議する。 ○県人権教育推進協議会を11月に開催する。指導主事や学校関係者、学識経験者などが参加し、各地区の取組を共有するとともに、本県の人権教育を推進するために必要な協議を行う。	教育庁	義務教育課
129	被害が潜在化しやすい犯罪被害者等に対する県民の理解の増進 「支援の輪を広げるつどい」や講演会等の様々な機会を通じて、性犯罪被害者、犯罪被害に遭った児童（その兄弟姉妹を含む。）及び障がい者を始め被害が潜在化しやすい犯罪被害者等が置かれている状況を周知し、県民の理解の増進及び社会全体で犯罪被害者等を支える気運の醸成を図る。	犯罪被害者等支援普及啓発事業	○犯罪被害者等を社会全体で支えるという意識の醸成を図るため、県民への条例等の普及啓発活動を行った。 ・犯罪被害者支援に関する講演会及びパネル展の開催（1回目：令和5年10月18日・白河市、2回目：令和5年10月25日・いわき市 合計26名参加） ・条例普及啓発用リーフレットを増刷し、各市町村や関係機関へ配布（県民向け2,000部）	○犯罪被害者等を社会全体で支えるという意識の醸成を図るため、県民への条例等の普及啓発活動を行った。 ・犯罪被害者支援に関する講演会の開催（令和6年11月郡山市及び会津若松市で実施し、計38名参加） ・犯罪被害者支援パネル展の開催 ・条例普及啓発用リーフレットを増刷（県民向け2,000部）	○犯罪被害者等を社会全体で支えるという意識の醸成を図るため、県民への条例等の普及啓発活動を行う。 ・犯罪被害者支援に関する講演会の開催 ・犯罪被害者支援パネル展の開催 ・条例普及啓発用リーフレットを増刷（県民向け2,000部）	生活環境部	共生社会・女性活躍推進課
		人権教育開発事業	○推進地域における学校、家庭、地域社会が一体となった人権教育の取組を11月に公開した。学校関係者、学識経験者、保護者、地域住民等67名が参加し、授業を基に協議を行った。さらに、推進地域において人権教育啓発のリーフレットを200部作成し、参加者等に配布した。 ○県人権教育推進協議会を11月に開催した。指導主事や学校関係者、学識経験者など15名が参加し、各地区の取組を共有するとともに、本県の人権教育を推進するために必要な協議を行った。	○推進地域における学校、家庭、地域社会が一体となった人権教育の取組を11月に公開した。学校関係者、学識経験者、保護者、地域住民等89名が参加し、授業を基に協議を行った。 ○県人権教育推進協議会を11月に開催した。指導主事や学校関係者、学識経験者など13名が参加し、各地区の取組を共有するとともに、本県の人権教育を推進するために必要な協議を行った。	○推進地域における学校、家庭、地域社会が一体となった人権教育の取組を11月に公開する。学校関係者、学識経験者、保護者、地域住民等が参加し、授業を基に協議する。 ○県人権教育推進協議会を11月に開催する。指導主事や学校関係者、学識経験者などが参加し、各地区の取組を共有するとともに、本県の人権教育を推進するために必要な協議を行う。	教育庁	義務教育課
		県民の理解の増進	○「支援の輪を広げるつどい」、「命の大切さを学ぶ授業」、「被害者に優しい地域づくりミニ講座」等様々な機会を通じた広報啓発活動の推進により、県民の理解増進及び社会全体で犯罪被害者等を支える気運の醸成を図った。	○「支援の輪を広げるつどい」の開催 ・時期：令和6年11月16日、参加者：約650名、 内容：川名壮志氏（毎日新聞記者）による講演を実施 演台「犯罪被害者と社会のありかた」 ○様々な機会を通じた広報啓発活動の推進により、県民の理解増進及び社会全体で犯罪被害者等を支える気運の醸成を図った。 ・ミニ講座の開催 205回 5,889人	○「被害者に優しいふくしまの風運動」の推進	警察本部	県民サービス課
130	「被害者に優しいふくしまの風運動」の推進 大学生ボランティアの活動への支援や犯罪被害者等による講演会の実施など、様々な機会を通じて社会全体で犯罪被害者等を支える気運の醸成を図り、犯罪や交通事故のない安全で安心な地域社会を実現するための「被害者に優しいふくしまの風運動」を推進する。	県民の理解の増進	○大学生に対して犯罪被害者支援等に関する講義を実施した（3校・9回・345名）。	○大学生に対して犯罪被害者支援等に関する講義を実施した（2校7回267名）。	○「被害者に優しいふくしまの風運動」の推進	警察本部	県民サービス課
131	交通事故被害者等の現状等に関する県民の理解の増進 交通事故被害者等の手記を含めたパンフレット等を講習会等で配布するほか、事故類型や年齢層別等の交通事故に関する様々なデータを公表し、交通事故被害者等の現状、交通事故の惨状等に関する県民の理解増進に努める。	県民の理解の増進	○交通安全教室や各種講習会等で交通事故被害者等の手記を紹介するなどし、被害者等の心情に対する理解の増進を図った。	○交通安全教室や各種講習会等で交通事故被害者等の手記を紹介するなどし、被害者等の心情に対する理解の醸成を図った。 ○新聞、テレビ等のメディアのほか、ウェブサイト、SNS等の媒体を活用し、交通事故情報及び分析結果の公表、発信を行った。	○あらゆる機会を捉えた交通事故被害者等の現状等の周知活動による県民の理解の増進	警察本部	県民サービス課



施策番号	施策名	事業名	令和5年度	令和6年度	令和7年度	担当部局等	担当課室
			取組結果	取組結果	取組予定		
<b>施策の柱4 県民の理解の増進と配慮   基本的施策15 学校における教育の実施等</b>							
132	中高生等に対する被害者支援の啓発 中学生、高校生等に対して、学校等と連携し、被害者遺族等による講演を行うことで、生徒たちが生死を見つめ、被害者支援はもとより、命の大切さを理解し、ひいては社会規範の修得及び自尊意識の高揚に取り組む。	県民の理解の増進 犯罪被害者支援事業（命の大切さを学ぶ授業）	○人格形成に重要な時期を迎えている中学生・高校生に対し、被害者遺族等による講演を行い、命の大切さを考えてもらうとともに、被害者支援に対する理解を深めてもらうため「命の大切さを学ぶ授業」を実施した（中学校：15校・2,132名、高校：8校・1,260名）。	【再掲】 ○人格形成に重要な時期を迎えている中学生・高校生に対し、被害者遺族等による講演を行い、命の大切さを考えてもらうとともに、被害者支援に対する理解を深めてもらうため「命の大切さを学ぶ授業」を実施した（中学校：15校・2,382名、高校：6校 2,030名）。	○「命の大切さを学ぶ授業」の実施	警察本部	県民サービス課
133	学校における防犯教育の充実 学校において、防犯教室を開催し、児童生徒に対する犯罪被害を未然に防止するなど、犯罪の被害から児童を守る教育の充実を図る。	犯罪被害に巻き込まれないための事業	○学校の「危機管理マニュアルの作成」等の評価・見直しを促し登下校時の防犯対策、犯罪被害時の体制の充実を図った。 ○犯罪被害を含む危機回避のための情報モラルに関する研修等を実施した。	○学校の「危機管理マニュアルの作成」等の評価・見直しを促し登下校時の防犯対策、犯罪被害時の体制の充実を図った。 ○犯罪被害を含む危機回避のための情報モラルに関する研修等を実施した。 ○特別支援学校においては、犯罪被害対策のために、薬物に関する防犯講話、性に関する防犯教室、情報モラル教室、携帯・スマホ教室、SNSトラブル対応、宗教団体の勧誘対策などを行った。	○学校の「危機管理マニュアルの作成」等の評価・見直しを促し登下校時の防犯対策、犯罪被害時の体制の充実を図る。 ○犯罪被害を含む危機回避のための情報モラルに関する研修等を実施する。 【特別支援教育課】 ○各学校において、犯罪被害対策のために、薬物に関する防犯講話、性に関する防犯教室、情報モラル教室、携帯・スマホ教室、SNSトラブル対応、宗教団体の勧誘対策などを行っていく。	教育庁	義務教育課 高校教育課 特別支援教育課 健康教育課
134	学校における犯罪被害者等の人権問題も含めた人権教育の推進【再掲】 各学校で普段から基本的人権に配慮した指導をより一層行うよう学校訪問や生徒指導関係の会議で指導・助言に努める。	人権教育開発事業	○推進地域における学校、家庭、地域社会が一体となった人権教育の取組を11月に公開した。学校関係者、学識経験者、保護者、地域住民等67名が参加し、授業を基に協議を行った。さらに、推進地域において人権教育啓発のリーフレットを200部作成し、参加者等に配布した。 ○県人権教育推進協議会を11月に開催した。指導主事や学校関係者、学識経験者など15名が参加し、各地区の取組を共有するとともに、本県の人権教育を推進するために必要な協議を行った。	○推進地域における学校、家庭、地域社会が一体となった人権教育の取組を11月に公開した。学校関係者、学識経験者、保護者、地域住民等89名が参加し、授業を基に協議を行った。 ○県人権教育推進協議会を11月に開催した。指導主事や学校関係者、学識経験者など13名が参加し、各地区の取組を共有するとともに、本県の人権教育を推進するために必要な協議を行った。	○推進地域における学校、家庭、地域社会が一体となった人権教育の取組を11月に公開する。学校関係者、学識経験者、保護者、地域住民等が参加し、授業を基に協議する。 ○県人権教育推進協議会を11月に開催する。指導主事や学校関係者、学識経験者などが参加し、各地区の取組を共有するとともに、本県の人権教育を推進するために必要な協議を行う。	教育庁	義務教育課
135	各種広報媒体を活用した広報啓発活動の実施【再掲】 犯罪被害者等の置かれた状況やそれを踏まえた施策実施の重要性、犯罪被害者の援助を行う団体の意義・活動等について、様々な広報媒体を通じて広報するとともに各種講演会等の広報啓発活動を推進する。また、広報啓発用のリーフレットの作成、県内巡回パネル展示、企業・団体への講師の派遣、ウェブサイトでの犯罪被害者支援施策の掲載等により、犯罪被害者支援施策を広く社会に知らせるとともに、犯罪被害者支援に関する県民の理解増進に努める。	犯罪被害者等支援普及啓発事業	○犯罪被害者等を社会全体で支えるという意識の醸成を図るため、県民への条例等の普及啓発活動を行った。 ・犯罪被害者支援に関する講演会及びパネル展の開催（1回目：令和5年10月18日・白河市、2回目：令和5年10月25日・いわき市 合計26名参加） ・条例普及啓発用リーフレットを増刷し、各市町村や関係機関へ配布（県民向け2,000部） ・県民向けパンフレットを作成し、各市町村や関係機関へ配布（10,000部）	○犯罪被害者等を社会全体で支えるという意識の醸成を図るため、県民への条例等の普及啓発活動を行った。 ・犯罪被害者支援に関する講演会の開催（令和6年11月郡山市及び会津若松市で実施し、計38名参加） ・犯罪被害者支援パネル展の開催 ・条例普及啓発用リーフレットの増刷（県民向け2,000部）	○犯罪被害者等を社会全体で支えるという意識の醸成を図るため、県民への条例等の普及啓発活動を行う。 ・犯罪被害者支援に関する講演会の開催 ・犯罪被害者支援パネル展の開催 ・条例普及啓発用リーフレットの増刷（県民向け2,000部）	生活環境部	共生社会・女性活躍推進課
		県民の理解の増進	○犯罪被害者等の置かれた状況や支援の重要性等について、ホームページ、県警YouTube、ラジオ放送等各種媒体による広報啓発活動を実施した。 ○各種会合や講習会等において、被害者等の手記の朗読や被害者支援施策の紹介を行う「被害者に優しい地域づくりミニ講座」を実施した（190回、8,559名）。	○犯罪被害者等の置かれた状況や支援の重要性等について、ホームページやラジオ放送等各種媒体による広報啓発活動を実施した。 ○各種会合や講習会等において、被害者等の手記の朗読や被害者支援施策の紹介を行う「被害者に優しい地域づくりミニ講座」を実施した（205回、5,889名）。	○各種広報媒体を活用した犯罪被害者等施策に関する広報啓発活動の実施	警察本部	県民サービス課
<b>施策の柱4 県民の理解の増進と配慮   基本的施策16 個人情報の適切な管理</b>							
136	犯罪被害者に関する情報の保護 犯罪被害者の氏名の発表に当たり、匿名発表を望む犯罪被害者等の意見と、報道の自由や国民の知る権利を理由として実名発表を望むマスコミの要望とを踏まえ、プライバシーの保護、発表することの公益性等の事情を総合的に勘案しつつ、個別具体的な案件ごとに適切な発表内容となるよう配慮する。また、報道発表を行う場合には、犯罪被害者等に対し、事前に必要な情報の提供を行うよう努める。	相談・捜査の過程における犯罪被害者等への配慮及び情報提供	○犯罪被害者の心情及び二次的被害の防止に配慮しつつ適切な対応に努めた。	○事案の状況、個別の事情に応じて、犯罪被害者のプライバシーに配慮した適切な広報を実施した。 ○犯罪被害者に対し、事前に必要な情報の提供に努めるなど、報道による二次的被害の軽減を図った。	○犯罪被害者に関する情報の保護 ・犯罪被害者のプライバシーに配慮した広報の実施 ・犯罪被害者等の二次被害防止に配慮した対応	警察本部	県民サービス課 総務課
137	犯罪被害者等に関する個人情報の漏洩防止等 犯罪被害者等やその関係者の個人情報の重要性を認識し、個人情報を適切に管理する、また、関係機関・団体の支援従事者についても同様に適切に管理するよう周知徹底を図る。	個人情報の取り扱いの周知	○二次被害や再被害を生じさせないよう、様々な機会を捉えて、個人情報の管理について周知を行った。	○二次被害や再被害を生じさせないよう、様々な機会を捉えて、個人情報の適切な管理について周知を行った。	○二次被害や再被害を生じさせないよう、様々な機会を捉えて、個人情報の適切な管理について周知を行う。	生活環境部	共生社会・女性活躍推進課
		犯罪被害者等支援推進のための基盤整備	○ふくしま被害者支援センターに対して、犯罪被害者等に関する情報保護の徹底を図るよう指導を実施した。 ○犯罪被害者等の個人情報については、漏えいや紛失防止に努めた。	○ふくしま被害者支援センターに対し、犯罪被害者等に関する情報について保護の徹底を図るよう指導を実施した。 ○犯罪被害者等の個人情報については、漏えいや紛失防止に努めた。	○犯罪被害者等早期援助団体（公社）ふくしま被害者支援センターに対する必要な指導の実施	警察本部	県民サービス課
138	個人情報の取扱いの周知徹底 民間支援団体に対して犯罪被害者等の個人情報の取扱いに十分留意するよう、周知徹底を図る。	個人情報の取り扱いの周知	○二次被害や再被害を生じさせないよう、様々な機会を捉えて、個人情報の管理について周知を行った。	○二次被害や再被害を生じさせないよう、様々な機会を捉えて、個人情報の適切な管理について周知を行った。	○二次被害や再被害を生じさせないよう、様々な機会を捉えて、個人情報の適切な管理について周知を行う。	生活環境部	共生社会・女性活躍推進課

※事業の実施圏域について、No58、77、78は市町村域。その他は県域。